

## フランスにおける難民庇護法の改革

国立国会図書館 調査及び立法考査局  
専門調査員 海外立法情報調査室 豊田 透

### 【目次】

はじめに

- I 難民庇護の枠組み
- II フランスにおける難民庇護の現状
  - 1 庇護手続の概要
  - 2 申請者数の変遷と実情
- III 法改正の趣旨
- IV 法典の概要
  - 1 庇護の付与の条件（第1章）
  - 2 フランス難民及び無国籍者保護局（第2章）
  - 3 国家庇護権裁判所（第3章）
  - 4 手続へのアクセスと庇護申請者の受入処遇（第4章）
  - 5 付与される保護の内容（第5章）

おわりに

翻訳：外国人の入国及び滞在並びに庇護権に関する法典（抄）

<参考>外国人の入国及び滞在並びに庇護権に関する法典（法律の部）の構成

### はじめに

保護を求める他国からの難民を自国に迎え入れることは人道的、国際的な要請であり、多くの難民が目指すEUの中心国のひとつであるフランスもそうした要請に広く公平に応えるべく政策や法整備を進めてきた。しかし現実には近年の国際情勢の複雑化と難民の激増は受入諸国の想定を上回り、EUとしての共通政策の危機、各国内での社会問題化、コストの増大等の負の要素をもたらし、さらなる対応を迫られている。本稿では、フランスにおける難民庇護の枠組みと現状を略述した上で、国内法整備の一環として2015年7月に制定された「庇護権の改革に関する法律」（以下「改革法」）と改革法制定後の「外国人の入国及び滞在並びに庇護権に関する法典」第7編「庇護権」の趣旨を紹介し、併せて同編を訳出する。

### I 難民庇護の枠組み

現在に連なる難民庇護の国際条約は、「難民の地位に関する1951年の条約」（ジュネーブ条約又は難民条約）<sup>(1)</sup>にさかのぼる。その後、この条約の難民の定義における年代的及

---

(1) 国連難民高等弁務官事務所（以下「UNHCR」）による日本語訳は、[http://www.unhcr.or.jp/html/protect/pdf/1951\\_Convention.pdf](http://www.unhcr.or.jp/html/protect/pdf/1951_Convention.pdf) 以下、インターネット情報は2015年11月30日現在である。

び地理的な条件を廃した「難民の地位に関する 1967 年の議定書」(ニューヨーク議定書)<sup>(2)</sup>により難民の国際的保護は普遍性を持つこととなり、さらにこの条約及び議定書の定義では難民に該当しないが保護が必要とされる場合の「補完的保護」<sup>(3)</sup>の定着により対象と内容が拡大された。

フランスを含むヨーロッパにおける難民の国際的庇護に関する考え方や多国間協力は、戦禍や迫害による難民の急増を要因として、受入国である西欧各国の政策により、さらには EU の主導により進められてきた。特に 1997 年 10 月に調印され 1999 年 5 月に発効したアムステルダム条約において、難民庇護に関する EU 共通の各種の措置を発効後 5 年を目途に策定することが規定され、EU 法及び各国法の策定が加速した。その際に制定された指令等は、近年の難民激増を背景に改定され詳細化が進められており、本稿に関わる現行の主要規定は以下のとおりとなっている。

- ①「資格」指令：第三国国民又は無国籍者の国際的保護の受益者としての資格、難民または補助的保護を受ける資格のある者の統一した地位、および付与される保護内容についての基準に関する 2011 年 12 月 13 日の欧州議会・理事会指令 2011/95/EU<sup>(4)</sup>。2004 年の指令 2004/83 の改定。
- ②「手続」指令：国際的保護の付与・撤回のための共通手続に関する 2013 年 6 月 26 日の欧州議会・理事会指令 2013/32/EU<sup>(5)</sup>。2005 年の指令 2005/85 の改定。
- ③「受入」指令：国際的保護の申請者の処遇のための基準を定める 2013 年 6 月 26 日の欧州議会・理事会指令 2013/33/EU<sup>(6)</sup>
- ④ダブリン規則：第三国の国民又は無国籍者から加盟国の一において提出された国際的保護申請の審査に責任を負う加盟国を決定する基準及び手順を確立する 2013 年 6 月 26 日の欧州議会・理事会規則 604/2013/EU<sup>(7)</sup>。EU 域内における難民申請審査は申請者が最初に入国した国が責任を負うとした上で手続等を定めた規則で、1990 年にダブリン条約として調印され 1997 年に発効、その後 2003 年に欧州理事会規則とされ(ダブリンⅡ)、さらに欧州議会・理事会規則として現行規則が制定された(ダブリンⅢ)。

フランスの難民庇護に関わる政策や法整備は、時の政権の移民・難民政策、社会情勢及び判例を反映しつつ、こうした国際条約や共通政策に歩調を合わせる形で進められたもの

(2) UNHCR による日本語訳は、[http://www.unhcr.or.jp/html/protect/pdf/1967\\_Protocol.pdf](http://www.unhcr.or.jp/html/protect/pdf/1967_Protocol.pdf)。また、条約及び議定書の解説は次の資料を参照。外務省人道支援室編『難民条約』2004。<http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/pr/pub/pamph/pdfs/nanmin2.pdf>

(3) [UNHCR 訳]「補完的保護：その性格と国際難民保護体制との関係」[http://www.unhcr.or.jp/html/protect/pdf/000609excom\\_j.pdf](http://www.unhcr.or.jp/html/protect/pdf/000609excom_j.pdf)を参照。

(4) Directive 2011/95/EU of the European Parliament and of the Council of 13 December 2011 on standards for the qualification of third-country nationals or stateless persons as beneficiaries of international protection, for a uniform status for refugees or for persons eligible for subsidiary protection, and for the content of the protection granted. UNHCR による日本語訳は、<http://www.unhcr.or.jp/html/protect/pdf/EU%20Qualification%20directives%20japanese.pdf>

(5) Directive 2013/32/EU of the European Parliament and of the Council of 26 June 2013 on common procedures for granting and withdrawing international protection. UNHCR による日本語訳は、<http://www.unhcr.or.jp/html/protect/pdf/EU%20procedural%20directives%20japanese.pdf>

(6) Directive 2013/33/EU of the European Parliament and of the Council of 26 June 2013 laying down standards for the reception of applicants for international protection. UNHCR による日本語訳は、<http://www.unhcr.or.jp/html/protect/pdf/EU%20directives%20standards%20of%20treatment%20japanese.pdf>

(7) Regulation (EU) No 604/2013 of the European Parliament and of the Council of 26 June 2013 establishing the criteria and mechanisms for determining the Member State responsible for examining an application for international protection lodged in one of the Member States by a third-country national or a stateless person.

である<sup>(8)</sup>。難民条約の批准を目的とした「フランス難民及び無国籍者保護局の設置に関する1952年7月25日の法律第52-893号」<sup>(9)</sup>を基盤とし、同法の改正あるいはデクレ（政令）により欧州における難民庇護の中心的な国としての地位を保ってきた。同法は1998年に「庇護権に関する法律」へと名称が変わり、さらに2003年には、前述のアムステルダム条約の規定及びEU法に対応するため、「庇護権に関する1952年7月25日の法律第52-893号を改正する2003年12月10日の法律第2003-1176号」<sup>(10)</sup>により大幅に改正された<sup>(11)</sup>。その後2004年11月のオルドナンス（行政立法）<sup>(12)</sup>により「外国人の入国及び滞在並びに庇護権に関する法典」第7編「庇護権」として法典化が指示され、現在の形となった。

## II フランスにおける難民庇護の現状

### 1 庇護手続の概要

フランスにおける庇護申請から認定までの手続の概要を、順を追って以下に示す。

#### ①行政機関による庇護申請の登録

県庁等の行政機関において、庇護申請希望者の身元確認、出国後の経緯、申請審査の責任国等、申請登録のための外形的な確認を行う。申請が受理・登録されると庇護申請証明書が交付され、審査結果が出るまでの間、一時的滞在許可、受入施設への居住、申請者手当の受給等が認められる。

#### ②フランス難民及び無国籍者保護局（Office français de protection des réfugiés et apatrides: OFPRA）による審査

次に、申請者は独立行政機関であるOFPRAに申請を行う。申請はすべて個別に審査される。OFPRAは、申請者を召喚して面接を実施する。審査の結果、難民資格の認定、補完的保護付与の認定、却下のいずれかに決定される。

#### ③国家庇護権裁判所（Cour nationale du droit d'asile: CNDA）における行政裁判

OFPRAにより申請を却下された者は、特別行政裁判所であるCNDAに異議申立てを提起することができる。裁判の結果、OFPRAによる却下の取消し（＝難民資格又は補完的保護付与の認定）、最終的な却下のいずれかの決定が下される。

#### ④認定後の各種権利の付与

②又は③で認定を受けた者は滞在許可証を交付され、フランス社会への統合に向けた援助の受益、家族呼寄せ等の権利を享受する。

---

(8) 戦後フランスの難民庇護政策及び法整備の詳細については、水鳥能伸『亡命と家族－戦後フランスにおける外国人法の展開－』有信堂高文社、2015、pp.123-187.を参照。

(9) Loi n° 52-893 du 25 juillet 1952 relative au droit d'asile.

(10) Loi n° 2003-1176 du 10 décembre 2003 modifiant la loi n 52-893 du 25 juillet 1952 relative au droit d'asile.

(11) 改正後の法律の日本語訳及び解説は、岡村美保子「フランスの難民等の庇護に関する法律」『外国の立法』No.221, 2004.8, pp.115-121. <[http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo\\_1000446\\_po\\_022103.pdf?contentNo=1&alternativeNo=](http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_1000446_po_022103.pdf?contentNo=1&alternativeNo=)> 及び、岡村美保子「フランスの難民認定制度」『レファレンス』No.642, 2004.7, pp.80-89. <[http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo\\_999934\\_po\\_64204.pdf?contentNo=1&alternativeNo=](http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_999934_po_64204.pdf?contentNo=1&alternativeNo=)>を参照。

(12) Ordonnance n° 2004-1248 du 24 novembre 2004 relative à la partie législative du code de l'entrée et du séjour des étrangers et du droit d'asile.

## 2 申請者数の変遷と実情

次に、2009年以降の難民資格及び補完的保護の申請者数と OFPRA 及び CNDA による処理件数を表に示す。

表 難民資格の申請と認定の推移

		2009	2010	2011	2012	2013	2014	
申請件数(注)		33,235	36,931	40,464	41,254	45,925	45,454	
OFPRA	決定件数	35,490	37,789	42,377	46,267	46,987	52,053	
	内訳	難民資格認定	3,907	4,081	3,355	3,163	4,872	6,823
		補完的保護認定	1,141	1,015	1,275	1,185	1,106	1,940
		却下	30,283	32,571	37,619	41,672	40,706	43,066
		その他	159	122	128	247	303	224
CNDA	難民資格認定	5,325	5,244	6,072	5,628	5,393	5,749	
	補完的保護認定	1,308	1,020	1,189	1,377	1,176	1,563	
計	難民資格認定	10,373	10,340	10,702	9,976	11,371	14,512	
	補完的保護認定	2,449	2,035	2,464	2,562	2,282	3,503	

(注) 付き添いのない未成年者による申請を除く。

(出典) OFPRA, *Rapport d'activité*. 各年版を基に筆者作成。

これ以前の1980年からの経緯も含めて申請件数の増減を見ると、1989年(申請件数61,422)と2003年(52,204)に2回のピークがあり、その後2007年(23,804)まで急速に減少した。しかし表にあるとおりその後再び増加している(ただし2014年はわずかに減少しており、これはイタリアが前年比142,170件増、ドイツが63,492件増と大幅に増加していることと対照的である)。OFPRAにおける決定件数もそれに比例して増加しており、また却下の件数の比率の高さから濫用的な申請の多さが伺え、これらの要因により、現在通常手続による申請からいずれかの最終決定までの平均所要期間が15か月という深刻な事態となっている。

### III 法改正の趣旨

こうした現状、特に審査所要日数に表れた庇護認定手続の構造的な課題、申請者の急増という外的要因、さらに施設不足に起因する申請者収容環境の悪化についての国内外からの批判等に対する打開策が必要となり、政府は法改正に着手した。これは同時に前述の一連のEU指令の国内法化としても進められた。内務省を中心に、国際連合難民高等弁務官を含む国内外の関係機関等と協議を重ね、2013年11月に報告書が提出され<sup>(13)</sup>、これを踏まえ2014年7月に「庇護権の改革に関する法律」政府案が提出された。

政府案は、IIの1に示した手続の骨格自体に改変を加えるものではなく、手続の各局面において調整を施す内容となっている。法案提出理由によれば、まず、フランスはヨーロッパにおいて難民受入れの国としての役割を今後も十分に果たし続ける、という政府の姿勢

(13) Valérie Létard et Jean-Louis Touraine, *Rapport sur la réforme d'asile*, 2013.11. ([http://www.immigration.interieur.gouv.fr/content/download/66780/483836/file/131128%20-%20Rapport%20sur%20la%20r%C3%A9forme%20de%20l'asile\\_avec%20annexes\\_291113.pdf](http://www.immigration.interieur.gouv.fr/content/download/66780/483836/file/131128%20-%20Rapport%20sur%20la%20r%C3%A9forme%20de%20l'asile_avec%20annexes_291113.pdf))、概要は、(<http://www.immigration.interieur.gouv.fr/content/download/66831/484217/file/Synthèse%20Rapport%20sur%20la%20réforme%20de%20l'asile%20271113.pdf>)

を謳った上で、根拠のない濫用的な庇護申請や権利行使を迅速かつ厳格に拒否できる手続体系の整備、及び手続の公平性と透明性の強化という2つの軸を据えて法を改正としている。厳格ではありながら必要な救済措置を細部にわたり規定することも重視し、また、審査や措置決定における未成年者、性的迫害を受けた女性等の弱者への配慮、面接や裁判における補佐人（弁護士）及び通訳者の補助の強化による権利行使の公平化等を具体的な目的に挙げている。

法案は約1年後、「庇護権の改革に関する2015年7月29日の法律第2015-925号」<sup>(14)</sup>として成立した。また、デクレ（政令）による規定に委ねた条項に対応するデクレも順次公布され改革が具体的に整いつつある。なお、2015年11月には申請希望者に向けた「フランスでの庇護申請ガイドブック」が21か国語で刊行されている。

#### IV 法典の概要

改革法は、「外国人の入国及び滞在並びに庇護権に関する法典」の主に第7編「庇護権」の構成と条文を改正するものである。前述の各EU指令及びダブリン規則をかなり忠実に国内法に適用しているため、それらも参照されたい。

以下に、主な改正点に言及しつつ同編全体の概要を紹介する。条文番号は法典のものを付す。<sup>(15)</sup>

##### 1 庇護の付与の条件（第1章）

###### (1) 難民の資格（第1節）

難民資格の認定対象となるのは、①自らの自由のための活動により迫害を受けたすべての者<sup>(16)</sup>、及び②国連難民高等弁務官の権限の行使の対象である者<sup>(17)</sup>又は③ジュネーブ条約の定義に該当する者である<sup>(18)</sup>（L. 第711-1条）。②及び③は国際的な取決めに拠る規定である一方、①ではそれに拠らない難民資格を規定し国家主権による認定対象としている。迫害の行為と理由は、「資格」指令に直接拠っている<sup>(19)</sup>（L. 第711-2条）。国際的保護の対象には性別や性的指向による迫害（暴行、差別、人身取引等）の被害者が含まれ、背景となる社会や特定の集団との連関において評価されなければならない<sup>(20)</sup>。

難民資格を認定しない要件（L. 第711-3条）、あるいは終了させる要件（L. 第711-4条）についても同様にジュネーブ条約第1条の「適用除外条項（同条D、E及びF）」及び「適

(14) Loi n° 2015-925 du 29 juillet 2015 relative à la réforme du droit d'asile.

(15) フランスの法典は「法律の部」「命令の部」等で構成されており、「法律の部」の条文には「法律」の原語（Loi）の頭文字「L」が付けられる。続く数字は、基本的に、順に「編」「章」「節」「条」を表す。

(16) 1946年フランス第四共和国憲法前文第4項に「自由のための活動により迫害を受けたすべての者は、共和国領土内において庇護権を有する」とある。なお、フランスの現行憲法は1958年第五共和国憲法であるが、1946年憲法前文、1789年のフランス人権宣言等を含め「憲法ブロック」を形成しており、同前文は憲法的価値を有するとされる。

(17) 国連難民高等弁務官事務所規定第6条において高等弁務官の任務（マンデート）の対象範囲として難民が定義されており、「マンデート難民（mandate refugees）」と呼ばれる。内容はジュネーブ条約第1条とほぼ同様である。UNHCRによる日本語訳（<http://www.unhcr.or.jp/html/statutetext.html>）及び「UNHCRの基準による「援助対象者」の概念」（[http://www.unhcr.or.jp/html/protect/pdf/040929note\\_j.pdf](http://www.unhcr.or.jp/html/protect/pdf/040929note_j.pdf)）を参照。

(18) 前掲注(1)及び前掲注(2)参照。

(19) 前掲注(4)参照。

(20) [UNHCR訳]「国際的保護に関するガイドライン第9号：難民の地位に関する1951年条約第1条A(2)および／または1967年議定書の文脈における、性的指向／またはジェンダー・アイデンティティを理由とする難民申請」（[http://www.unhcr.or.jp/html/protect/pdf/Guidelines\\_on\\_IP\\_9\\_Sexual\\_Orientation-Gender\\_Identity.pdf](http://www.unhcr.or.jp/html/protect/pdf/Guidelines_on_IP_9_Sexual_Orientation-Gender_Identity.pdf)）を参照。

用停止条項（同条C）」に拠る。加えて、国の安全に対する重大な脅威、テロ行為による有罪歴がある場合等においても、申請を却下または資格を終了される（L. 第 711-6 条）。

## (2) 補完的保護（第 2 節）

補完的保護の付与は、難民の地位を認定される要件を満たさないが「出身国において重大な危害の一に晒される現実の危険に直面していたと信じられる確かで明白な理由が存在するすべての者」に対して付与される。「重大な危害」とは、死刑、拷問、国内外の紛争による無差別の脅威等である（L. 第 712-1 条）。補完的保護についても、認められない場合、却下又は終了される要件を規定する（L. 第 712-2 条及び 3 条）。

## (3) 共通規定（第 3 節）

難民資格の認定及び補完的保護の付与は、OFPRA 及び CNDA のみが行うことができる（L. 第 713-1 条）。

迫害の主体は国家に限定せず、「国若しくは国の領土の主要な部分を管理下に置く団体若しくは組織」を含める。保護の提供主体についても同様である（L. 第 713-2 条）。

また、改革法により、出国後に行った行為により迫害のおそれが生じた場合にも庇護の対象となることが明記され（L. 第 713-4 条）、他方、認定に影響を及ぼす犯罪歴や不正の兆候を OFPRA 又は CNDA に通知する権限を司法機関に付与した（L. 第 713-5 条及び 6 条）。

## 2 フランス難民及び無国籍者保護局（第 2 章）

### (1) 任務（第 1 節）

OFPRA は公施設法人であり（L. 第 721-1 条）、難民資格の認定及び補完的保護の付与、保護の執行を行う（L. 第 721-2 条）。任務を公平に執行すると共に、任務の完遂において何らの指示も受けない（同条）。OFPRA へ権限を集中させる趣旨から、改革法により保護の執行、身分証明書等の公的書類の認証・交付（L. 第 721-3 条）が行政機関から OFPRA へ移管された。

### (2) 組織（第 2 節）

OFPRA は、国会議員、欧州議会議員、政府の代表等で構成される理事会が管理する（L. 第 722-1 条）。

「手続」指令において、「安全な出身国」について詳細な規則及び手順を国内法令で定めることとしている。「ある国において、その国の法的状況、民主的制度の下での法の適用及び全般的政治状況に基づき、一般的に及び男女同一に、迫害、拷問及び非人道的若しくは品位を傷つける刑罰又は取扱いが認められず、国内外における武力紛争による無差別暴力を理由とする脅威がない場合」、その国は安全な出身国とみなされる。OFPRA は「安全な出身国」のリストを作成し、国際情勢を見ながら追加・削除を行い維持管理する。ただし、申請者が「安全な出身国」から来たことは、申請の個別審査の原則を妨げるものではない。

### (3) 庇護申請審査（第 3 節）

OFPRA は、付託された庇護申請を審査し決定を下す（L. 第 723-1 条）。

OFPRA は「迅速な手続」により審査を行うことができる。これは従来の「優先手続」に相当するもので、濫用的な申請を効率的に処理する趣旨であるが、改革法により該当する場合が明示的に列挙された。具体的には、申請者が「安全な出身国」から来た場合、申請審査に非協力的あるいは情報に信頼性がない場合、申請登録時における指紋提出の拒否、書類の隠匿、申請期限の超過、国外退去措置を免れる目的のみで申請する場合、公の

秩序に脅威となる者である場合等である（L. 第 723-2 条）。一方、OFPRA は、子どもや弱者への手続保障として必要に応じ通常手続の適用や優先的な決定を行う権限を持つ（L. 第 723-3 条）。

OFPRA は、単一の審査により、難民資格の認定又は補完的保護の付与を裁定する（L. 第 723-4 条）。評価においては得られるあらゆる情報を考慮する。

OFPRA は申請者と個人面接を行う（L. 第 723-6 条）。申請者は、面接において通訳者<sup>(21)</sup>、補佐人（弁護士）、関係団体の代表者の補助を受ける権利がある。面接での補佐人（弁護士）の同席は、改革法で新たに認められた申請者の権利である。申請者の地理的な事情により視聴覚通信手段を用いた遠隔面接を行うことができる。性的暴力に関連する場合は、同性の面接官及び通訳者が対応する等の配慮を行う。

OFPRA は一定の条件により申請を不受理、取下げ、審査終結とすることができる（L. 第 723-11 条、12 条及び 13 条）。また、難民資格又は補完的保護の適用停止条項に該当した者には、その旨を通知する。該当者は異議申立てを行うことができる（L. 第 724-1 条、2 条及び 3 条）。

### 3 国家庇護権裁判所（第 3 章）

#### (1) 任務（第 1 節）

CNDA は、コンセイユ・デタ（Conseil d'Etat）<sup>(22)</sup> 副長官が指名するコンセイユ・デタの構成員を長とする行政裁判機関である（L. 第 731-1 条）。OFPRA の決定に対して提起された異議申立てについて 5 か月以内に合議により決定を下す。ただし、OFPRA による却下が「迅速な手続」による場合等には、単任裁判官が決定を下すことができる（L. 第 731-2 条）。

#### (2) 組織（第 2 節）

CNDA の各裁判部は、部長、国連難民高等弁護士が任命するフランス国籍の有資格者、コンセイユ・デタ副長官が任命するフランス国籍の有資格者で構成される（L. 第 732-1 条）。

#### (3) 異議申立審査（第 3 節）

申立者は法廷において陳述を行い、補佐人（弁護士）及び通訳者の補助を受けることができる。また、申立者の地理的な事情により視聴覚通信手段を用いた遠隔法廷を設置することができる（L. 第 733-1 条）。CNDA は、重要な問題を提起する事案についてコンセイユ・デタへ送付することができる（L. 第 733-3 条）。

### 4 手続へのアクセス及び庇護申請者の受入処遇（第 4 章）

#### (1) 庇護申請の登録（第 1 節）

登録の審査は、管轄の行政機関が行う。登録は基本的に申請から 3 開庁日以内に行われ、登録されると申請者に庇護申請証明書が交付される（L. 第 741-1 条）。改革法（及び法で委任されたデクレ）により、国内の申請窓口の整理<sup>(23)</sup>、必要書類の簡素化等の改善策が取られた。また、従来は申請のためには居所が定まっている必要があり迅速な申請の妨げと

(21) 2015 年 8 月現在、OFPRA では 92 言語が対応可能。

(22) 行政系統の最高裁判所であると同時に、政府から付託を受けた事案（法律案等）に対する答申を行う機関。

(23) 従来は多様な行政機関が所管していたが、改革法及びデクレにより県庁及びフランス移民統合局に整理され、手続・基準の均一化が図られている。

なっていたが、改革法により不要となった。

登録が受理された申請者は定められた期限内に OFPRA に申請を行う (L. 第 741-2 条)。フランス国内に法定代理人がない未成年の申請者には、速やかに特別管理人を指名する (L. 第 741-3 条)。

## (2) 庇護申請審査に責任がある国の決定手続 (第 2 節)

行政機関は、ダブリン規則に基づき庇護申請審査に責任がある国を調査する。他国であると決定した場合は移送措置となるが、調査の開始から実際の移送まで滞在許可が与えられる (L. 第 742-1 条)。申請者は、移送決定の通知から 14 日以内に行政裁判所へ取消を請求することができる。 (L. 第 742-4 条)。

## (3) フランス領土に滞在する権利 (第 3 節)

申請者は、申請の登録から OFPRA による決定の通知まで、あるいは却下に対する異議申立てを提起した場合は CNDA の決定の通知まで、フランス領土に滞在することができる (L. 第 743-1 条)。終局的な不認可または例外規定 (L. 第 743-2 条) により滞在資格を失った場合は退去しなければならない (L. 第 743-3 条)。なお、改正法により、申請以前に国外退去処分が決定していた場合、OFPRA 又は CNDA による決定の通知まで執行が停止されることとなり、権利の保障が強化された。

## (4) 庇護申請者の受入処遇 (第 4 節)

庇護申請者には物質的処遇として給付と手当が支給される。OFPRA は、業務を外部の法人に委託することができる (L. 第 744-1 条)。

国と地方は、庇護申請者受入施設の配置計画を定める (L. 第 744-2 条)。改革法により、受入地域に偏りがある現状を改善して地域の負担を平準化することを規定し、同時に受入施設のゲッター化や申請者たちのセクト化を防止して社会統合の推進に資する。なお、入居費用及び宿泊費用は国が負担する。

申請者の入居の許可は OFPRA が行い (L. 第 744-3 条)、施設及び居住者の情報管理システムの運用はフランス移民統合局 (Office français de l'immigration et de l'intégration: OFII)<sup>(24)</sup> が行う (L. 第 744-4 条)。

OFPRA は受入れにあたり、面接等で確認した申請者の脆弱性 (未成年者、心身の障害、性的迫害、年齢等) を考慮し、必要に応じて特別な評価を行う (L. 第 744-6 条)。

指定された受入施設の放棄、出頭・面接の拒否、暴力行為等があった場合、物質的処遇は中断・取消し・却下される (L. 第 744-8 条)。改革法によりこうした強制的処置が強化された。

庇護申請者手当の金額は改革法により簡素化され、また同行家族の人数を考慮して定めることとなった (L. 第 744-9 条)。

OFPRA が 9 か月以内に決定を下さなかった場合には、申請者は外国人労働者に準じた就労活動が許可される (L. 第 744-11 条)。

## 5 付与される保護の内容 (第 5 章)

### (1) 情報及び権利へのアクセス (第 1 節)

難民資格又は補完的保護を認められ受入・統合契約 (contrat d'accueil et d'intégration:

(24) 内務省の下にある機関で、合法的な長期滞在移民の受入れ、難民庇護申請者の受入れ、出身国への帰国や再定住等に関わる任務を行う。



CAI)<sup>(25)</sup>に署名した者は、就労と住居のための個人的援助を受けることができる（L. 第 751-1 条）。

### (2) 家族呼寄せ及び子どもの最善の利益（第 2 節）

定められた範囲の家族を呼び寄せることができる。家族生活がその後の社会統合において有益であるとの判断により、改正法において基準が大幅に緩和された（L. 第 752-1 条）。

同伴者のいない未成年者の庇護について（L. 第 752-2 条）、また特定社会における未成年女性への性的身体切除から逃れるための庇護申請について（L. 第 752-3 条）、特別な配慮を行う。

### (3) 渡航書類（第 3 節）

出身国以外への渡航書類の交付を請求することができる（L. 第 753-1 条及び 2 条）。

## おわりに

政府は今回の改革に際し、「2016 年末までに平均所要期間を 9 か月とする（OFPRA の審査は 3 か月、CNDA による異議申立審査は 6 か月）」という目標を掲げた。しかし 2015 年、法改正と時を同じくして EU 域内への爆発的な難民流入が生じ、ダブリン規則についての議論を始め EU 諸国が対応に苦慮していることは我が国においても連日大きく報道されたとおりである。フランスにとってそれは対シリア問題でもあり、国際情勢に翻弄される難民問題に対して今回の強化策がどのような効果を上げていくか、さらなる強化策が早くも必要となるのか、あるいは早々に変更を迫られるのか、予断を許さない状況となっている。

（とよだ とおる）

---

(25) フランスに長期に滞在する者は、共和国への社会統合のためにこの契約をフランス政府と結ばなければならない（「外国人の入国及び滞在並びに庇護に関する法典」L. 第 311-9 条）。この契約により、市民研修、語学研修等を受ける義務がある。鈴木尊紘「移民に入国先の共同体理解を求める試み」『レファレンス』No.710, 2010.3, pp.70-74. ([http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo\\_1166401\\_po\\_071004.pdf?contentNo=1&alternativeNo=](http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_1166401_po_071004.pdf?contentNo=1&alternativeNo=)) を参照。

# 外国人の入国及び滞在並びに庇護権に関する法典（抄）

Code de l'entrée et du séjour des étrangers et du droit d'asile

国立国会図書館 調査及び立法考査局  
専門調査員 海外立法情報調査室 豊田 透訳

## 【目次】

外国人の入国及び滞在並びに庇護権に関する法典

法律の部

### 第7編 庇護権

#### 第1章 庇護の付与の条件

第1節 難民の資格

第2節 補完的保護

第3節 共通規定

#### 第2章 フランス難民及び無国籍者保護局

第1節 任務

第2節 組織

第3節 庇護申請審査

第1款 手続保障及び申請者の義務

第2款 受理できない申請

第3款 申請の取下げ及び申請審査の終結

第4款 再審査申請

第4節 保護の終了

#### 第3章 国家庇護権裁判所

第1節 任務

第2節 組織

第3節 異議申立審査

#### 第4章 手続へのアクセス及び庇護申請者の受入処遇

第1節 庇護申請の登録

第2節 庇護申請審査に責任がある国の決定手続

第3節 フランス領土に滞在する権利

第4節 庇護申請者の受入処遇

第1款 国による受入措置

第2款 ニーズの評価

第3款 申請者の指導

第4款 庇護申請者手当

第5款 就労活動

#### 第5章 付与される保護の内容

第1節 情報及び権利へのアクセス

第2節 家族呼寄せ及び子どもの最善の利益

---

\* この翻訳は、Code de l'entrée et du séjour des étrangers et du droit d'asile. (<https://www.legifrance.gouv.fr/affichCode.do?cidTexte=LEGITEXT000006070158&dateTexte=20151130>) を抄訳したものである。本稿におけるインターネット情報は、2015年11月30日現在のものである。また、[ ] 内は訳者補記である。

第3節 渡航書類

第6章 海外県・海外領土に関する規定（省略）

<参考>外国人の入国及び滞在並びに庇護権に関する法典（法律の部）の構成

法律の部

第7編 庇護権

第1章 庇護の付与の条件

第1節 難民の資格

L. 第711-1条

自らの自由のための活動により迫害を受けたすべての者、及び国際連合難民高等弁務官が1950年12月14日の国際連合総会で採択された規程第6条及び第7条に規定する権限を行使する対象であるすべての者又は難民の地位に関する1951年7月28日のジュネーブ条約第1条の定義に該当するすべての者に対し、難民の資格を認定する。これらの者は、前記ジュネーブ条約において難民に適用される条項により規定される。

L. 第711-2条

難民の地位に関する1951年7月28日のジュネーブ条約第1条Aにいう迫害の行為及び迫害の理由は、第三国国民又は無国籍者の国際的保護の受益者としての資格、難民または補完的保護を受ける資格のある者の統一した地位、及び付与される保護内容についての基準に関する2011年12月13日の欧州議会・欧州理事会指令2011/95/EU第1条、第2条、第9条及び第10条第1項に規定された要件に従い評価する。

迫害の理由については、特定の社会集団への帰属の確認又はこうした集団の特徴の特定のため、性別及び性的指向に関連する様相を正しく考慮する。

難民の資格が認定されるためには、迫害の理由のいずれかと、迫害の行為又はかかる行為に対する防護の不在との間に関連がなければならない。

管轄機関が、ある申請者が理由があって迫害を受けることを恐れているのか否かを評価する場合において、当該申請者が実際に迫害の理由と関連がある特徴を持っているか、又は単にその特徴が当該申請者にあると迫害行為者がみなしているに過ぎないのであるかは無関係である。

L. 第711-3条

難民の地位は、前記1951年7月28日のジュネーブ条約第1条D、E又はFに規定する適用除外条項の一に該当する者には付与しない。

同条Fは、同条Fに規定された犯罪若しくは謀略の首謀者若しくは共犯者、又は個人的にこれに加担した者について同様に適用する。

L. 第711-4条

フランス難民及び無国籍者保護局 [Office français de protection des réfugiés et apatrides: OFPRA] は、当該者が前記1951年7月28日のジュネーブ条約第1条Cに規定する適用停止条項に該当する場合には、自らの発意により又は行政機関の要請により、難民の地

位を終了させることができる。同条 C 第 5 号及び第 6 号を適用するためには、難民の資格の認定の理由となった事情の変化が、難民の迫害への恐怖がもはや根拠があるとみなされないほど十分に顕著かつ持続的でなければならない。

OFPRA は、自らの発意により又は行政機関の要請により、次に掲げる場合にはいつでも難民の地位を終了させることができる。

- 1° 当該難民が、前記 1951 年 7 月 28 日のジュネーブ条約第 1 条 D、E 又は F の適用により難民の地位の適用除外条項に該当していた場合
- 2° 難民資格の認定が、不正に基づいていた場合
- 3° 難民資格の認定後に生じた状況を考慮した結果、当該難民が前記 1951 年 7 月 28 日のジュネーブ条約第 1 条 D、E 又は F の適用により難民資格の適用除外条項に該当する場合

#### L. 第 711-5 条

L. 第 711-4 条第 2 項の 1° 及び 2° に規定する場合において、難民資格の認定が国家庇護裁判所 [Cour nationale du droit d'asile: CNDA] 又はコンセイユ・デタ [Conseil d'Etat] の決定によるものである場合には、OFPRA 又は難民担当大臣は、難民の地位を終了させるために裁判所に付託することができる。この手続の態様は、コンセイユ・デタの議を経るデクレで定める。

#### L. 第 711-6 条

次に掲げる場合には、難民の地位を却下し又は終了させることができる。

- 1° フランスにおける当該者の存在が、国の安全に対する重大な脅威であるとみなされる確かな理由がある場合
- 2° 当該者がフランスにおいて、テロ行為とされる重罪若しくは軽罪により最終審において有罪とされ、又は 10 年の禁固刑に処され、かつ、当該者の存在が社会に対する重大な脅威となる場合

### 第 2 節 補完的保護

#### L. 第 712-1 条

難民の地位を認定される要件を満たさず、かつ、出身国において次の各号に掲げる重大な危害の一に晒される現実の危険に直面していたと信じられる確かで明白な理由が存在するすべての者に対して、補完的保護の付与が認められる。

- a) 死刑又は死刑執行
- b) 拷問又は非人道的若しくは品位を傷つける刑罰若しくは取扱い
- c) 文民について、個人的状況に関わりなく無差別に拡大するおそれがある国内的又は国際的武力紛争の状態から生じる暴力を理由とした、生命又は人格に対する重大かつ個別的な危険

#### L. 第 712-2 条

補完的保護は、次に掲げる事項につき確かな理由が存在すると思料される場合には付与しない。

- a) 当該者が平和に対する犯罪、戦争犯罪又は人道に対する罪を犯したこと
- b) 当該者が重大な罪を犯したこと
- c) 当該者が国際連合の目的及び原則に反する不正行為により有罪となったこと

d) 当該地域におけるその者の活動が公の秩序、公の安全又は国家の安全に対する重大な危険となること

上記 a から c は、各号に規定された犯罪若しくは謀略の首謀者、実行者若しくは共犯者、又は個人的にこれらに加担した者について同様に適用する。

フランスへ入国する以前に、a から d に該当しないがフランス国内であれば懲役刑となる一又は複数の罪を犯したと思料される確かな理由が存在し、この犯罪による刑罰を免れる目的のみにより出身国を離れた者に対しては、補完的保護を却下することがきる。

#### L. 第 712-3 条

OFPPA は、保護の付与の理由となる事情が存在しなくなったか又はもはや付与が必要ではないほど十分に大きく持続的な変化が認められる場合には、自らの発意により又は行政機関の要請により、補完的保護の付与を終了させることがきる。

第 1 項にかかわらず、保護の受益者が出身国の保護を受けることを拒否するに足る過去の重大な危険に起因する逼迫した理由を正当化できる場合は、補完的保護が維持される。

同様に、OFPPA は、自らの発意により又は行政機関の要請により、次に掲げる場合には、何時でも補完的保護の付与を終了させることができる。

- 1° 受益者が、L. 第 712-2 条に規定する理由の一により補完的保護の適用除外条項に該当していた場合
- 2° 保護の付与の決定が、不正に基づいていた場合
- 3° 受益者が、保護の付与の後に行った行為のため、L. 第 712-2 条に規定する理由の一により適用除外となる場合

#### L. 第 712-4 条

L. 第 712-3 条第 3 項の 1° 及び 2° に該当する場合において、補完的保護の付与が CNDA 又はコンセイユ・デタの決定によるものである場合には、OFPPA 又は難民担当大臣は、補完的保護を終了させるため裁判所に付託することができる。この手続の態様はコンセイユ・デタの議を経るデクレで定める。

### 第 3 節 共通規定

#### L. 第 713-1 条

難民資格の認定及び補完的保護の付与は、この編第 2 章第 3 節に規定する要件に従う場合は OFPPA が行う。この編第 3 章第 3 節に規定する要件に従う場合は CNDA が行う。

#### L. 第 713-2 条

難民の資格を認定する際に考慮される迫害又はそのおそれ、及び補完的保護を受ける理由となる重大な危険又はそのおそれは、国又は国若しくは国の領土の主要な部分を管理下に置く団体若しくは組織の行為、又は次項に規定する機関が保護の提供を拒否するか又は提供することができない場合における国以外の主体の行為である。

保護を提供することができる機関は、国又は国若しくは国の領土の相当な部分を管理下に置く国際機関を含む団体若しくは組織である。この保護は、効果的かつ継続的でなければならない。

かかる保護は、原則上は、第 2 項に規定する機関が迫害又は重大な危険を防ぐ適切な手段を保有している場合、特に迫害又は危険を摘発、訴追及び制裁することができる実

効性ある司法機構を保有している場合、並びに申請者が保護にアクセスすることができる場合に保障される。

#### L. 第 713-3 条

出身国の領土の一部における保護を受けようとした者の庇護申請は、当該者がそこで迫害を受けるか又は重大な危険に晒されるいかなる理由も存在せず、当該者が合法的かつ安全に当該領土の一部に入ることが可能であり、当該者がそこに居住できることを合理的に予期できる場合は、却下することができる。当該領土の一部において支配的な一般状況、申請者の個人的状況及び庇護申請に対して決定を下す時点における迫害者の状況が考慮される。

#### L. 第 713-4 条

当該庇護申請者が出身国を離れた後に生じた出来事により、又は申請者が出身国を離れた後に行った活動により、特にその活動が出身国において表明していた信念又は指向の表現及び継続であると立証されるならば、難民の資格を認定する際に考慮する迫害のおそれ及び補完的保護を付与する理由となる現実の危険は、根拠があるとみなすことができる。

#### L. 第 713-5 条

司法機関は、請求に基づき又は職権により、庇護若しくは無国籍者の地位を申請する者又は難民の地位、補完的保護若しくは無国籍者の地位を認定されている者について、民事訴訟又は不起訴になった場合を含む重罪若しくは軽罪の証拠調べを通じて得られた、この法典の L. 第 711-3 条及び L. 第 712-2 条、又は無国籍者の地位に関する 1954 年 9 月 28 日のニューヨーク条約第 1 条に規定された適用除外条項の一に該当する可能性があるすべての情報を、OFPPA 事務局長及び CNDA の長に通知する。

#### L. 第 713-6 条

司法機関は、請求に基づき又は職権により、民事訴訟又は不起訴になった場合を含む重罪若しくは軽罪の証拠調べを通じて得られた、庇護又は無国籍者の地位の資格申請において不正のおそれがあるすべての情報を、OFPPA 事務局長及び CNDA の長に通知する。

## 第 2 章 フランス難民及び無国籍者保護局

### 第 1 節 任務

#### L. 第 721-1 条

OFPPA は、難民担当大臣の下に置かれ、法人格を有し、財政上及び行政上の独立性を有する公施設法人である。

#### L. 第 721-2 条

OFPPA は、この編第 1 章に規定する条件を満たすものに対し難民の資格を認定し、又は補完的保護の付与を認める。

OFPPA は、難民及び補完的保護の受益者の司法上及び行政上の保護を執行する。

OFPPA は、前項に規定した任務を完全に公平に執行し、またその遂行にあたり何らの指示を受けない。

庇護申請手続及び申請者との個別面接を担当する OFPPA の職員は、匿名性を保証される。

OFPPRA は、管轄行政機関と連携し、国内法により付与される基本的保障の適用並びにフランスにおける難民の保護に資する国際条約等の実施、特に難民の地位に関する 1951 年 7 月 28 日のジュネーブ条約及び 1967 年 1 月 31 日のニューヨーク議定書が定める保護を保障する。

OFPPRA は、国際連合難民高等弁務官と協同し、国際的取決めに規定する条件におけるその監督任務の遂行を容易にする。

#### L. 第 721-3 条

OFPPRA は、必要があれば調査を行った後、難民及び補完的保護の受益者に対し、当該者が様々な市民生活行動を享受し又は保護に関わる国内法及び国際的取決めによる措置が適用されるために必要な身分証明書等の書類を交付することができる。

OFPPRA 事務局長は、提出される証書及び書類を認証する。OFPPRA が作成する証書及び書類は、公的証明書の効力を有する。

これらの文書は、出身国で交付される証書及び書類の欠如を補うものである。OFPPRA により交付される書類は、登録及び印紙税は不要である。

#### L. 第 721-4 条

OFPPRA は、活動を記録する年次報告を作成する。報告には、庇護申請者の性別ごとの件数及び内容のデータを記載し、また特に性別を理由とする迫害及び庇護申請者の脆弱性への配慮に関する、職員を対象とした研修活動を記載する。この報告は議会に送付され、公開される。

## 第 2 節 組織

#### L. 第 722-1 条

OFPPRA は、下院が男女各 1 名指名する 2 名の下院議員、上院が男女各 1 名指名する 2 名の上院議員、デクレにより男女各 1 名指名する 2 名の欧州議会フランス選出議員、国の代表数名及び OFPPRA の職員の代表 1 名からなる理事会が管理する。

理事会は、国の代表として、首相が男女各 1 名任命する 2 名の有識者、内務省の代表 1 名、難民担当省の代表 1 名、外務省副大臣、司法省の民事・印璽局長、社会問題担当省の代表 1 名、女性の権利担当省の代表 1 名、海外担当省の代表 1 名及び予算担当省の予算局長を含むものとする。

理事会は、OFPPRA の活動に関する一般指針を定め、難民の地位又は補完的保護の付与に関する規定の適用の態様を定める。

ある国において、その国の法的状況、民主的制度の下での法の適用及び全般的政治状況に基づき、一般的に及び男女同一に、迫害、拷問及び非人道的若しくは品位を傷つける刑罰又は取扱いが認められず、国内外における武力紛争による無差別暴力を理由とする脅威がない場合、その国は安全な出身国とみなすことができる。

理事会は、国際的保護の付与・撤回のための共通手続に関する 2013 年 6 月 26 日の欧州議会・理事会指令 (2013/32/EU) 第 37 条及び附則 I に定める条件に従い、安全な出身国とみなされる国のリストを作成する。

理事会は、安全な出身国とみなされる国の状況を常に検証する。

理事会は、記載内容の更新及び適切さに留意する。第 4 項に規定する基準を満たさなくなった国についてはリストから除外し、また、ある国において急激で不確かな状況の

変化が生じた場合には、その国の記載を一時保留とすることができる。

下院及び上院の外務常任委員会及び憲法的法律常任委員会の委員長、人権擁護団体、外国人の権利擁護団体又は女性と子どもの権利擁護団体は、コンセイユ・デタの議を経るデクレで定める条件に従い、理事会に対し、安全な出身国とみなされる国のリストへの国の追加又は削除を求めることができる。

理事長は、難民担当大臣の提案に基づき、理事会構成員の中からデクレで任命する。

国際連合難民高等弁務官代理及びデクレで任命する3名の有識者は、理事会の会議に出席し、その所見及び提案を述べることができる。前記有識者3名のうち少なくとも1名は、庇護申請者及び難民の受入れ及び引受けに関与する組織を代表する者とする。当該有資格者は、安全な出身国とみなされる国のリストの決定に関し投票権を持つ。この件に係る投票が可否同数である場合は、理事長の決するところとする。

#### L. 第 722-2 条

OFPRA は、外務大臣及び難民担当大臣の共同の提案に基づきデクレで任命する事務局長が運営する。

#### L. 第 722-3 条

OFPRA のすべての職員は、職務の遂行において入手する情報について、職業上の秘密として守秘義務を負う。

ただし、OFPRA 事務局長は、難民の地位に関する 1951 年 7 月 28 日のジュネーブ条約第 1 条 F、この法典の L. 第 712-2 条 a、b 及び c 又は無国籍者の地位に関する 1954 年 9 月 28 日のニューヨーク条約第 1 条第 2 項 iii に定める適用除外条項の一を理由として庇護申請又は無国籍資格申請が却下された場合のすべての有用な情報について、刑事訴訟法典第 40 条第 2 項<sup>(1)</sup>に従い、共和国検事に送付する。

#### L. 第 722-4 条

OFPRA の内部並びにその保管文書庫、及び通常の形で OFPRA に属し若しくは OFPRA が所有するあらゆる文書は、不可侵である。

最終的に却下された庇護申請者の書類は、OFPRA による通常の管理期間が経過した後、難民担当省に保管される。OFPRA 事務局長が許可した者のみが、当該書類を閲覧できる。これらの文書は、国有財産法典 L. 第 213-2 条<sup>(2)</sup>に規定する期限の経過後でなければ自由に閲覧することができない。

#### L. 第 722-5 条

OFPRA の支出は、国の助成金によって賄われる。

### 第 3 節 庇護申請審査

#### 第 1 款 手続保障及び申請者の義務

#### L. 第 723-1 条

OFPRA は、付託された庇護申請について決定を下す。ただし、第三国の国民又は無国籍者から加盟国の一において提出された国際的保護申請の審査に責任を負う加盟国を

(1) すべての憲法上の諸機関、すべての公務員は、職務遂行上知り得た犯罪について、遅滞なく共和国判事に通知し、関係する情報、調書及び証明書を司法官に送付する義務を負うとする規定。

(2) 公文書についてその秘匿性に応じた未公開期間を規定。



決定する基準及び手順を確立する 2013 年 6 月 26 日の欧州議会・理事会規則 604/2013/EU 又は同規則に定める内容と同様の他国との協定の規定の適用により、審査が他の国の管轄に属する申請については、OFPPRA は審理の権限を有しない。

#### L. 第 723-2 条

I. OFPPRA は、次に掲げる場合には、迅速な手続で決定を下す。

- 1° 申請者が、L. 第 722-1 条の適用による安全な出身国とみなされる国から来た場合
- 2° 申請者が受理できない再審査申請を提出した場合

II. OFPPRA は、次に掲げる場合には、自らの発意により、迅速な手続で決定を下すことができる。

- 1° 申請者が、OFPPRA の判断を誤らせ、又は異なる身元に基づく複数の申請を提出するために、虚偽の身分証明書若しくは渡航書類を提出し、虚偽の情報を提供し、又は身元、国籍若しくはフランスへの入国態様に関する情報若しくは文書を隠匿した場合
- 2° 申請者が、提出した難民申請から判断して妥当ではない問題のみに依拠する申請を提出した場合
- 3° 申請者が、出身国に関して確認できる情報に反する、明らかに一貫性がなく矛盾し、明らかに虚偽であり、又は信頼性のない申告をした場合

III. OFPPRA は、庇護申請登録を担当する行政機関が以下を確認した場合においても同様に、迅速な手続により決定を下す。

- 1° 申請者が、第三国の国民又は無国籍者から加盟国の一において提出された国際的保護申請の審査に責任を負う加盟国を決定する基準及び手順を確立する 2013 年 6 月 26 日の規則 604/2013/EU の効果的な適用を目的とする指紋比較のための Eurodac<sup>(3)</sup> の設立並びに法執行のために加盟国の警察当局及び欧州警察 [Europol] による Eurodac データの比較要請に関する、及び自由・安全・公正の領域における大規模情報システムの運用のための欧州機関の設立に関する規則 1077/2011/EU を改定する 2013 年 6 月 26 日の欧州議会・理事会規則 603/2013/EU に従った指紋提出義務への同意を拒否した場合
- 2° 申請者が、申請の登録において、行政機関の判断を誤らせ、又は異なる身元に基づく複数の申請を提出するために、虚偽の身分証明書若しくは旅券を提出し、虚偽の情報を提供し、又は身元、国籍若しくはフランスへの入国態様に関する情報若しくは文書を隠匿した場合
- 3° フランスに不法に入国し又は不法に滞在している申請者が、正当な理由なく、入国後 120 日以内に難民申請を行わなかった場合
- 4° 申請者が、国外退去措置を妨げる目的のみのために難民申請を行った場合
- 5° 申請者のフランスでの滞在が、公の秩序、公共の安全又は国の安全に対する重大な脅威である場合

IV. 同伴者のいない未成年者については、この条 I 及び III 5° に該当する場合にのみ迅速な手続を行う。

V. OFPPRA は、この節に規定する手続保障を遵守し、すべての場合において申請を個別に審査する。OFPPRA は、申請に適した審査を保障することが必要とみなされる場合、特に、L. 第 722-1 条に掲げるリストに記載された安全な出身国から来ている申請者であるが、

(3) 難民及び不法移民の指紋のデータベース・システム。

当該申請者の個人的な状況や申請の動機によりその出身国が安全と見なすことができないと思料される確実な理由を援用している場合には、迅速な手続を取らないよう決定することができる。

VI. IIに規定する OFPRA の決定、IIIに規定する行政機関の決定、又はVに規定する迅速な手続を取らないことに対する OFPRA の却下は、L. 第 731-2 条の適用による OFPRA の決定に対する CNDA への異議申立てとは別途の通常の行政裁判における申立ての対象とはならない。

#### L. 第 723-3 条

OFPRA は、申請の審査手続の期間中いつでも、申請者の特殊な状況又は脆弱性を理由として、申請者の権利の行使のために必要であると評価する特別な審査の態様を定めることができる。

この条第 1 項の適用のため、OFPRA は、L. 第 744-6 条の適用により OFPRA に送付された脆弱性についての情報及び当事者の申請又は申告から OFPRA のみが知り得る脆弱性の情報について考慮することとする。

OFPRA は、明白な理由がある申請、及び L. 第 744-6 条の適用による受入れに関し特殊なニーズを持ち、又は特別な審査の態様が必要であるとみなされる脆弱な者が提出した申請について、優先的に決定を下すことができる。

庇護申請者が重大な暴力の犠牲者であること又は未成年者であることにより、L. 第 723-2 条の適用による迅速な手続での申請審査と両立しない特別な手続保障が必要であるとみなした場合は、OFPRA は、迅速な手続を行わないよう決定することができる。

#### L. 第 723-4 条

OFPRA は、単一の審査により、難民資格の認定又は補完的保護の付与を裁定する。

庇護申請を裏付けるために必要なすべての情報を可能な限り迅速に提出することは、申請者の義務である。この情報とは、当該申請者の年齢、家族を含む履歴、身分、国籍、渡航資格、以前居住した国及び場所、過去の庇護申請、旅程並びに申請の根拠となる事情に関する申告並びに所持するすべての書類が該当する。

申請者と協力して申請の適切な情報を評価することは、OFPRA の義務である。

OFPRA は、任務を地域に事務分散することができる。

OFPRA は、決定時における出身国の支配的状況、個人的な状況並びに申請者の申告、申請者が提出する証拠及び情報、並びに、必要に応じて、出身国において当該申請者が迫害又は重大な攻撃に晒されるおそれがある出国後の行動を考慮して決定を下す。OFPRA はまた、必要に応じて、申請者が国籍を主張する権利を有する別の国の保護を享受できる事実についても考慮する。

申請者がすでに迫害若しくは重大な攻撃を受けた事実、又はこうした迫害や攻撃の脅威の対象となっているという事実は、申請者が迫害を受けるおそれ又は重大な攻撃を被る現実の危険を根拠づける確かな証拠となる。ただし、こうした迫害及び重大な攻撃が繰り返されないと思料される確かで詳細な判断事由がある場合を除く。

申告の一部を裏付ける証拠が存在しない場合において、第 2 項に定める要件に合致し、申告に一貫性があり、OFPRA が所有する情報と矛盾しなければ、申請者は、証拠となる情報をそれ以上要求されない。

#### L. 第 723-5 条

OFPRA は、庇護を希望する者に対し、医療検診の受診を要求することができる。

医療検診の受診に対する申請者の拒否は、OFPPRA が申請に決定を下すことを妨げるものではない。

OFPPRA は、医学的証明書について、当該申請の他の要素と併せて考慮する。

医療検診を実施することができる医師の種類及び医学的証明書の発行の態様は、OFPPRA 事務局長の意見を徴した後、難民担当大臣と厚生大臣の共同のアレテ<sup>(4)</sup>で定める。

#### L. 第 723-6 条

OFPPRA は、申請者を個人面接に召喚する。面接は、次に掲げる場合には省略することができる。

1° OFPPRA が、所有する情報により難民資格を認定する意向である場合

2° 継続的かつ当事者の意思に関わらない医学上の理由により、面接の実施が禁じられる場合

成人の申請者については、家族は同席せず個別に聴取する。OFPPRA は、未成年の申請者については、家族が知らない迫害又は重大な攻撃を受けた可能性があるとは合理的に推定される場合には、同じ条件で、個別に聴取することができる。

OFPPRA は、申請の適切な審査に必要であると判断される場合、家族が同席する補助的面接を実施することができる。

申請者は、面接に出席し OFPPRA の職員の質問に個人として回答する。申請者は、自身が選択する言語で聴取される。ただし、十分に理解できる他の言語が存在する場合を除く。

申請者が要求する場合、特に性的暴力に関連するため申請理由の全体を開示することが困難であることに基づくことが明らかな場合、面接は可能な限り申請者が選ぶ性別の OFPPRA の職員により申請者が選択する性別の通訳者が出席して行われる。

申請者は、面接への出席に際し、弁護人、及び人権擁護団体、外国人又は庇護申請者の権利擁護団体、女性又は子どもの権利の擁護団体、性別又は性的指向に基づく迫害に反対する団体の代表者等の同席を得ることができる。かかる団体の資格要件及び団体の代表者に対する OFPPRA による承認事項の態様は、コンセイユ・デタの議を経るデクレで定める。庇護申請者の出身国と独立した、すべての申請者を援助する団体のみが資格を得ることができる。弁護人又は団体代表者は、所見を作成するための面接の終了後でなければ介入することができない。

弁護人又は団体代表者の不在は、OFPPRA が申請者と面接を行うことを妨げない。

L. 第 723-13 条に掲げる場合を除き、正式に面接に召喚された申請者の合法的な理由のない欠席は、OFPPRA が申請について決定を下すことを妨げるものではない。

行政訴訟において必要である場合を除き、申請者の面接に同席する者は、面接の内容を口外してはならない。

面接の構成形態は、OFPPRA 事務局長が定める。

コンセイユ・デタの議を経るデクレにより、申請者の地理的な距離又は特殊な事情を理由として視聴覚通信手段による面接を行うことができる場合及び要件を定める。

#### L. 第 723-7 条

I. 申請者との個人面接及び所見は、当事者の書類に謄記するものとする。

記録は、要求により、当事者又はその弁護人若しくは団体代表者に、申請について決定が下される前に通知される。

---

(4) アレテ (Arrêté) は省令に相当する。

当該通知は、L. 第 723-2 条に規定する迅速な手続が適用される場合は、決定の通知の際に行うことができる。

II. 行政と公衆との関係を改善する諸措置並びに行政的、社会的及び財政的性質を有する諸規定に関する 1978 年 7 月 17 日の法律第 78-753 号第 1 章<sup>(5)</sup> の例外として、申請者との個人面接が文書及び音声として記録された場合、申請者は、難民担当大臣のアレテにより定めるセキュリティ要件に従い、OFPRA による申請却下が通知され当該決定に対する異議申立てに必要な場合のみ閲覧することができる。記録は、OFPRA において、又は異議申立ての場合は CNDA において入手することができる。L. 第 213-9 条<sup>(6)</sup> の適用による異議申立ての場合は、行政裁判所においても閲覧できるものとする。

何人であれ、庇護申請者との個人面接の OFPRA による音声録音を流出させた場合は、1 年の懲役及び 15,000 ユーロの罰金に処する。

III. I に規定する個人面接の記録方法及び面接を音声に記録し又は注釈に登載する場合については、コンセイユ・デタの議を経るデクレで定める。

#### L. 第 723-8 条

OFPRA は、庇護申請についての決定を文書により通知する。却下の決定にはすべて事実上及び法律上の理由を付し、異議申立ての方法及び期限を記載するものとする。

いかなる決定も、OFPRA から通知なく下されることはない。

#### L. 第 723-9 条

OFPRA 事務局長は、行政機関の要請により、国外退去処分に明らかに必要であり、本人又はその近親者の安全を脅かさない限りにおいて、庇護申請を却下された者の国籍を証明する身分証明書又は旅券、さもなくばその写しを、権限を有する職員に提示する。これらの職員の指名及び権限の態様は、コンセイユ・デタの議を経るデクレで定める。

#### L. 第 723-10 条

OFPRA が庇護申請審査に必要な情報を収集することが、迫害又は重大な攻撃の行為者とされる者に当該庇護申請又はその関係情報の存在を漏えいすることになってはならない。

L. 第 733-4 条に規定する場合を除き、申請者の書類に添付された情報又はその出所に関する情報について、その漏えいが情報を提供した自然人若しくは法人の安全又はそこに記載された者の安全を侵害する場合、又は庇護申請審査に必要な情報の収集を阻害する場合、OFPRA はそれらの情報を提示しないこととする。

### 第 2 款 受理できない申請

#### L. 第 723-11 条

OFPRA は、次に掲げる場合には、庇護の付与の要件の充足を確認することなく、理由を付した文書により不受理の決定を下すことができる。

1° 申請者が、いずれかの EU 加盟国において庇護として実質的な保護を享受している場合

(5) Loi n° 78-753 du 17 juillet 1978 portant diverses mesures d'amélioration des relations entre l'administration et le public et diverses dispositions d'ordre administratif, social et fiscal. この第 1 章が「情報公開法」であり、公文書への自由なアクセスとその方法、制限等を規定。

(6) 難民資格での入国を却下された外国人による行政裁判所への取消申立てに関する規定。

2° 申請者が第三国において難民の地位及び実質的な保護を享受し、かつ実質的に再認可されうる場合

3° 再審査請求について、L. 第 723-16 条に規定する手続により行われる予備審査の後、その申請が同条に規定する要件に合致しないと見込まれる場合

庇護申請者への不受理の決定の通知には、異議申立ての方法及び期限を記載する。

申請者は、L. 第 723-6 条に規定する個人面接の際、この条 1° 又は 2° に掲げる不受理の理由の当該者の個人的状況への適用に対して異議を述べることができる。

OFPPA は、自由のための行動により迫害され、又は他の理由により保護を求める外国人が提出する申請の審査を行う権限を有する。

### 第 3 款 申請の取下げ及び申請審査の終結

#### L. 第 723-12 条

申請者が庇護申請の取下げを OFPPA に通知した場合には、OFPPA は、申請審査を終結することができる。終結は、申請者の書類に記録する。

#### L. 第 723-13 条

OFPPA は、次に掲げる場合には、申請審査の終結の決定を下すことができる。

1° 申請者が、正当な理由なく、コンセイユ・デタの議を経るデクレで定める期限内及び庇護申請証明書の有効期限内に OFPPA に申請を提出せず、又は OFPPA における面接に出席しなかった場合

2° 申請者が、意図的かつ明確に、L. 第 723-4 条の適用による申請の審査に不可欠な情報の提供を拒否した場合

3° 申請者が、合理的な期限内に居住地又は住所を OFPPA に通知せず、庇護申請審査のための連絡を行うことができない場合

OFPPA は、その決定について事実上及び法律上の理由を付した文書により庇護申請者に通知する。この通知には異議申立ての方法及び期限を記載する。

#### L. 第 723-14 条

終結の決定から 9 か月未満の間に申請者が事案の再開を要請した場合、又は新たな申請を提出した場合には、OFPPA は、当該事案を再開し、中断した時点の状態から申請の審査を行う。申請者による当該事案の再開申請の提出は、異議申立ての不受理に対し通常の行政裁判所へ異議申立てを行う際に、予め行わなければ不受理が生じる義務的前提条件である。

一申請者の事案の再開は、前項の適用により 1 回限り行うことができる。

9 か月の経過後、終結の決定は終局決定となり、新たな申請は再審査申請とみなされる。

### 第 4 款 再審査申請

#### L. 第 723-15 条

申請者が申請を明確に取下げた場合、L. 第 723-13 条の適用により OFPPA が終局決定を下した場合、又は申請者が出身国への帰国であれ [フランスの] 領土を離れた場合を含め、先の申請についての何らかの終局決定が下された後に提出される庇護申請は、再申請となる。この措置は、第三国の国民又は無国籍者から加盟国の一において提出され

た国際的保護申請の審査に責任を負う加盟国を決定する基準及び手順を確立する 2013 年 6 月 26 日の欧州議会・理事会規則 604/2013/EU に抵触しない限りにおいて適用される。

庇護申請者が申請に関する手続の進行中に新たな情報を提示した場合は、その手続の枠内において、決定が下される以前であれば OFPRA が、CNDA へ付託された場合であれば CNDA が、その情報を審査する。

#### L. 第 723-16 条

申請者は、再審査申請の裏付けとして、庇護申請の新たな審査の根拠を示すすべての事実を書面により提出する。

OFPRA は、申請者が提出する、先の申請の終局決定の後に発生し、又は申請者が終局決定の後でなければ知り得なかったことが明らかな新たな事実及び情報について、予備審査を行う。

OFPRA は、予備審査においては面接を行わないことができる。

予備審査の結果、新たな事実及び情報が申請者が保護を主張するために必要な条件として説明できる可能性を著しく補強しないと結論付けられた場合は、OFPRA は、不受理の決定を下すことができる。

#### L. 第 723-17 条

OFPRA に付託される庇護申請の要件及び審査期限は、コンセイユ・デタの議を経るデクレで定める。

### 第 4 節 保護の終了

#### L. 第 724-1 条

OFPRA は、L. 第 711-4 条又は L. 第 711-6 条の適用による難民の地位の終了、又は L. 第 712-3 条の適用による補完的保護の付与の終了を意図する場合には、当該者に対し、終了手続を開始する理由と共に書面によりその旨を通知する。

#### L. 第 724-2 条

当該者は、難民の地位又は補完的保護の付与の終了を妨げる理由についての意見を書面により提出することができる。

ただし、OFPRA が個人面接の実施が必要であると評価する場合は、L. 第 723-6 条に規定する条件に従い面接を行う。

#### L. 第 724-3 条

OFPRA の難民の地位又は補完的保護の付与の終了の決定は、当該者に書面により通知される。決定には、事実上及び法律上の理由を付し、異議申立ての方法及び期限を記載するものとする。

## 第 3 章 国家庇護権裁判所

### 第 1 節 任務

#### L. 第 731-1 条

CNDA は、コンセイユ・デタ副長官が指名するコンセイユ・デタの構成員を長とする行政裁判機関である。

#### L. 第 731-2 条

CNDA は、L. 第 711-1 条 から L. 第 711-4 条、L. 第 712-1 条 から L. 第 712-3 条、L. 第 713-1 条 から L. 第 713-4 条、L. 第 723-1 条 から L. 第 723-8 条、L. 第 723-11 条、L. 第 723-15 条 及び L. 第 723-16 条 の適用による OFPRA の決定に対して提起された異議申立てに決定を下す。申立ては、コンセイユ・デタの議を経るデクレで定める条件に従い、OFPRA の決定の通知から 1 か月以内に行わなければ不受理となる。

CNDA は、付託から 5 か月以内に合議により決定を下す。ただし、L. 第 733-2 条 を適用する場合を除き、OFPRA の決定が L. 第 723-2 条 又は L. 第 723-11 条 の適用により下された場合には、CNDA の長又はこのために長が指名する裁判部の長が、5 週以内に決定を下すものとする。自らの発意により又は請願者の要請により、CNDA の長又はこのために指名された裁判部の長は、当該申立てが L. 第 723-2 条 又は L. 第 723-11 条 に該当しない又は当該申立てが何らかの困難を提起すると評価する場合、裁判のいかなる時点においても合議に戻すことができる。その場合、CNDA は、この条第 1 項 に規定する条件で決定を下す。

#### L. 第 731-3 条

CNDA は、難民の地位に関する 1951 年 7 月 28 日のジュネーブ条約第 31 条、第 32 条 及び第 33 条 に規定する措置の一の対象となる難民により提出された請願を審査し、当該措置が維持されるか無効であるかにつき意見を述べる。これにつき、当該訴えは執行停止の効力を持つ。この場合、上訴権はコンセイユ・デタの議を経るデクレが定める条件に従い 1 週間以内に行使しなければならない。

#### L. 第 731-4 条

CNDA の活動報告は公開される。活動報告は、特に [申請者の] 性別ごとの件数及び内容のデータ並びに性別を理由とする迫害に関する、職員及び裁判部を対象とした研修活動を含むものとする。

### 第 2 節 組織

#### L. 第 732-1 条

CNDA は、それぞれ次の者を含む裁判部で構成される。

1° 次のとおり任命される部長

- a) コンセイユ・デタ又は行政裁判所及び行政控訴裁判所の現職又は名誉職の構成員の中からコンセイユ・デタ副長官が任命する。
- b) 会計検査院及び地方会計検査院の現職又は名誉職の司法官の中から会計検査院主席長官が任命する。
- c) 司法裁判系統の現職又は名誉職の司法官の中から法務大臣が任命する。

2° コンセイユ・デタの副長官の同意を得て、司法又は地政学の領域における専門知識を有することを理由として国際連合難民高等弁務官が任命するフランス国籍の有資格者 1 名

3° 法律又は地政学の領域の専門知識により、コンセイユ・デタ副長官が任命するフランス国籍の有資格者 1 名

裁判部の構成員は年に 12 日以上法廷に参加する。

裁判部は部を構成し、部は部門を構成する。部門及び部の数は、コンセイユ・デタ副

長官のアレテで定める。

L. 第 731-2 条第 2 項の適用により CNDA の長が指名する裁判部の長は、常勤の司法官又は裁判所において 6 か月以上の合議の経験を持つ非常勤の司法官の中から任命される。CNDA の構成員の任期は、コンセイユ・デタの議を経るデクレで定める。

### 第 3 節 異議申立審査

#### L. 第 733-1 条

当事者は、CNDA において陳述を行い、その場で弁護人と通訳者の補助を受けることができる。

当事者に裁判の正当な運営を保証し、法廷における当事者の開かれた陳述に資するため、当該裁判所の長は、通信の秘密を保障する視聴覚通信手段により、裁判所の法廷と、この目的のために特別に設置する公開の、申立者がより容易に出席できる法務省管轄の別の法廷とを接続するよう定めることができる。この場合には、前項に規定する当事者の権利の遵守を条件とする。当事者には書類一式の写しが付与される。当事者が弁護人を伴う場合は、弁護人は物理的に当事者の側に立会う。この措置は、各法廷における調書の作成又は映像若しくは音声の記録を要する。フランス本土に滞在し視聴覚的通信手段により聴取されることを拒否する申立者は、当事者の要請により、裁判所に召喚される。

同じ目的のため、当該裁判所の長は、関係する裁判所の長の合意を得て、行政裁判所又は司法裁判所の所在地において出張法廷の設置を定めることができる。

この条の適用の態様は、コンセイユ・デタの議を経るデクレで定める。

#### L. 第 733-1-1 条

CNDA における弁論は、報告者による報告の読上げの後は公開で行われる。ただし、申立者が要請する場合は非公開で行うことができる。裁判部の長は、状況により必要な場合は法廷の非公開での開廷又は継続を決定することができる。裁判部の長は、未成年者及びその一部の者に法廷への立入を禁じることができる。

#### L. 第 733-2 条

部門、部又は裁判部の長は、命令により、L. 第 731-2 条に規定する裁判部の裁定を要しない事案を決定することができる。

この条の適用の態様は、コンセイユ・デタの議を経るデクレで定める。デクレは、CNDA の長及び部門、部又は裁判部の長が OFPRA 事務局長による不受理又は却下の決定に対し疑問とすべき重要な要素を認められない申請について、命令により決定を下すことができる条件を定める。

#### L. 第 733-3 条

新たな権利の問題を提起し、重大な困難を呈し、多数の争点に及ぶ申立てについて、CNDA は、判決を下す前に、別途の申立てを惹起しない決定により、当該事案をコンセイユ・デタへ送付することができる。コンセイユ・デタは、提起された問題について 3 か月以内に審査を行う。この場合、すべての決定について、コンセイユ・デタの意見が出されるまで、さもなければこの期限が経過するまで延期される。

この条の適用の態様は、コンセイユ・デタの議を経るデクレで定める。

#### L. 第 733-4 条

OFPRA 事務局長の決定に対する異議申立審査に必要な情報の CNDA による収集は、迫害又は重大な危害の行為者と推定される者に当該申請又はそれに関する情報の存在を



漏えいすることになってはならない。

漏えいすることによりその情報をもたらした自然人若しくは法人又はその情報に提示されている自然人若しくは法人のセキュリティに危険がある情報及びその情報源について、OFPPRA が法廷において原告への通知に反対した場合は、法廷の長に付託する。OFPPRA は、法廷の長の求めに応じその秘匿性を正当化する理由を開示する。

法廷の長又はこのために指名された司法官が OFPPRA の要請を正当と評価した場合、OFPPRA は、この条第 2 項に規定された情報については要約のみを通知するとして除外した上で、当該庇護申請に関するすべての情報と成す。これらの情報はすべて、裁判部、報告者及び申立者に通知される。

法廷の長又はこのために指名された司法官が同第 2 項に規定された情報及びその情報源に秘匿性がないと評価したが、OFPPRA がこの秘匿性を維持する決定をした場合、OFPPRA は、秘匿性があると判断した情報については要約のみを通知するとして除外した上で、当該庇護申請に関するすべての情報と成す。これらの情報の総体は、裁判部、報告者及び申立者に通知される。

法廷は、提訴者に秘匿している情報源のみに基づいて判決を下すことはできない。

#### L. 第 733-5 条

CNDA は、OFPPRA の決定に対する異議申立てを受理したときは、完全裁判訴訟の審判として、CNDA が決定を下す時点において認知している事実状況に基づき、提訴者の庇護としての保護の権利について決定を下す。

CNDA は、OFPPRA が申請の個別審査を行わず、又は法の規定に従わず申請者と個人面接を行わなかったと判断し、かつ、持ち込まれた情報に基づき保護の申請に対して直ちに明確な決定を下すことができなかつた場合のみにおいて、OFPPRA の決定を取り消し、差戻すことができる。

第 2 項の規定する場合を除き、提訴者は、定められた異議申立ての期限内に提起され、面接の記録中に詳細に特定でき保護の必要性の評価に決定的な影響を及ぼす性質の誤訳又は錯誤に関する反証とする場合のみにおいては、個人面接の音声記録を有効的に使用することができる。

### 第 4 章 手続へのアクセス及び庇護申請者の受入処遇

#### 第 1 節 庇護申請の登録

#### L. 第 741-1 条

フランスの領土内におり庇護の申請を希望するすべての外国人は、自ら管轄行政機関に出頭する。管轄行政機関は、当該外国人の申請を登録し、第三国の国民又は無国籍者から加盟国の一において提出された国際的保護申請の審査に責任を負う加盟国を決定する基準及び手順を確立する 2013 年 6 月 26 日の欧州議会及び理事会規則 604/2013/EU 又は同規則に定める内容と同様の他国との協定の規定のコンセイユ・デタの議を経るデクレで規定する条件の範囲における適用により、審査に責任を負う国を決定する。

登録は、管轄行政機関への申請の提出から 3 開庁日以内に行うものとし、住所が定まっていることを前提条件とはしない。ただし、多数の外国人が同時に庇護を申請する場合は、この期限を 10 開庁日に延長することができる。

当該外国人は、身元、国籍、家族状況、出身国を出国した後の旅行経路、及び必要に応じ以前の庇護申請を証明するために、管轄行政機関に協力する。当該外国人は、所持するすべての身分証明書又は旅券を提出する。

庇護申請が登録された場合、当該外国人は、コンセイユ・デタの議を経るデクレで交付及び更新の条件を定める庇護申請証明書の交付を受ける。庇護申請証明書の有効期限は、難民担当大臣のアレテで定める。

当該証明書の交付は、L. 第 211-1 条<sup>(7)</sup>に規定する書類及び査証を所持していないことのみを理由として拒否することはできない。当該証明書の交付は、L. 第 743-2 条 5° 及び 6° に規定する場合にのみ拒否することができる。

当該証明書は、国境において又は拘束中に庇護を申請する外国人には交付されない。

#### L. 第 741-2 条

庇護申請審査がフランスの管轄である場合、当該外国人は、コンセイユ・デタの議を経るデクレが定める期限内に OFPRA に申請を行う。管轄行政機関は、申請の登録及び庇護申請証明書の交付の後直ちに OFPRA に通知する。

OFPRA は、庇護申請が管轄行政機関に登録され庇護申請証明書が当該外国人に交付された後でなければ、庇護申請を受理することはできない。

#### L. 第 741-3 条

庇護申請がフランス領土内に法定代理人のいない未成年者から提出された場合、共和国検事は、行政機関の助言を受けて遅滞なく特別管理人 [administrateur ad hoc]<sup>(8)</sup> を指名する。特別管理人は、庇護申請に関する行政上及び司法上の手続において、当該未成年者を援助し、その代理人となる。

特別管理人は、管轄の共和国検事が、コンセイユ・デタの議を経るデクレでその構成の態様を定める法人又は自然人のリストに基づき指名するものとする。このデクレは、その報酬の条件についても定める。

特別管理人の任務は、後見措置の宣告時に終了する。

社会福祉・家族法典 L. 第 226-2-1 条<sup>(9)</sup> の適用により、法定代理人のいない未成年者の状況を評価し必要となる保護及び援助を決定するため、直ちに県議会議長<sup>(10)</sup> に通知される。

#### L. 第 741-4 条

同伴者のいない未成年者から庇護申請が提出されたときは、行政機関は、直ちに当該未成年者の最善の利益を守りつつ家族を搜索する。当該未成年者又はその近親者の生命又は身体が脅かされる場合、この搜索は極秘に行われる。

## 第 2 節 庇護申請審査に責任がある国の決定手続

#### L. 第 742-1 条

行政機関が、ある庇護申請審査がその申請で要求する国とは異なる国の管轄であると判断した場合、当該外国人は、申請の審査に責任がある国の決定手続が終了するまで、

(7) フランスへ入国する外国人が所持していなければならない書類を規定。国際的取決めによる書類及び査証、必要に応じ医療保障・社会保障の証明書、職業活動をする場合は必要な関係書類等が挙げられる。

(8) 日本でいう特別代理人に相当する。

(9) 法で定める児童保護活動に従事する者は、危険な状態又はそのおそれがある児童についての情報を遅滞なく県議会議長（後掲注 10 参照）又はその指名を受けた責任者に通知することを規定。

(10) フランスの地方自治制度においては、公選職である県議会議員のうちから選ばれる県議会議長が県行政の長（日本における県知事）である。

また場合によりその国への実際の移送まで、フランス領土内に滞在する権利を有する。L. 第 741-1 条の適用により交付される証明書には、そのための手続を記載する。証明書は、[申請の審査に] 責任がある国の決定手続の期間又は場合によりその国への実際の移送まで更新することができる。

この条は、申請の審査が他の国の管轄であるすべての者に対する庇護の付与についての国家の主権を妨げるものではない。

#### L. 第 742-2 条

行政機関は、庇護申請審査に責任がある国の決定手続の進捗及びこの申請の迅速な処理と効率的な調査のため、申請者に対し居所を指定することができる。

居所の指定の決定にはその理由を付す。決定は、最長 6 か月間適用することができ、同様に理由を付した決定により、1 回及び同期間延長することができる。

指定された場所に居住した申請者は、行政機関の召還により出頭し、情報の請求に応じ、庇護申請審査に責任を持つ国の決定手続の枠組みにおいて定める面接に出席しなければならない。行政機関は、L. 第 611-2 条<sup>(11)</sup>の規定に基づき、当該外国人に対し旅券又は身元を証明できるすべての書類の引渡しを命じることができる。

#### L. 第 742-3 条

L. 第 742-1 条第 2 項に規定する場合を除き、庇護申請審査が他の国の責任である外国人は、審査に責任がある国への移送の対象とすることができる。

あらゆる移送は、行政機関による理由を付した書面により決定される。

この決定は、当事者に通知される。この決定は、異議申立ての方法及び期限、並びに当事者が自国の領事、補佐人又は当事者が希望するすべての者に通知し、又は通知させる権利を有することを記載する。当事者に補佐人の補助がない場合、当事者が理解する言語又は理解すると合理的に推定される言語により、決定の主要な内容を通知する。

#### L. 第 742-4 条

I. L. 第 742-3 条に規定する移送の決定の対象となった外国人は、決定の通知を受けてから 14 日以内に、その取消を行政裁判所長に請求することができる。

裁判長又は行政裁判法典 L. 第 222-2-1 条<sup>(12)</sup>に規定する裁判所司法官又は名誉司法官のリストの中から裁判長がこのために指名する司法官が、受理から 14 日以内に決定を下す。

移送の決定に対しては、他のいかなる異議申立ても認められない。

当該外国人は、裁判長又は指名された司法官に対し、通訳者の補助を要請することができる。当該外国人には、1 名の補佐人が同席することができる。当該外国人は、裁判長又は指名された司法官に対し、官選の補佐人 1 名の指名を要請することができる。

聴聞は、公開で行われる。聴聞においては、当事者が正式な召喚にもかかわらず欠席する場合を除き、本人が出席し、報告担当官の論告なしに行われる。

ただし、裁判において当該外国人がこの法典の L. 第 551-1 条<sup>(13)</sup>の適用による勾留又は L. 第 561-2 条<sup>(14)</sup>の適用による居所指定措置に処された場合、この条 II に定める所定の手

(11) 警察等の権限のある行政機関が、非正規な滞在状況にある外国人の旅券又は渡航書類を身元と事情を証明する書類と引替えに没収することができる規定。

(12) 国外退去及び国境への送還に処された外国人から提起された取消訴訟のために、行政裁判所長が、コンセイユ・デタ副長官の命により作成される司法官のリストから担当する司法官を指名できる規定。

(13) 滞在資格の喪失、国外退去措置等の状況にある外国人が直ちに出国できない場合、行政機関が一定期間指定する場所に勾留することができる規定。

(14) 滞在資格の喪失、国外退去措置等の状況にある外国人が直ちに出国できない場合、又は出身国若しくは他国へ入国できない場合、行政機関が合理的な期間居所を指定することができる規定。

続に従いその期限内に決定される。

II. L. 第 551-1 条の適用による勾留又は L. 第 561-2 条の適用による居所指定措置の決定が移送の決定と併せて通知された場合、当該外国人は通知後 48 時間以内に移送の決定及び勾留又は居所指定措置の決定の取消しを行政裁判所長に要請することができる。

この異議申立てについては、L. 第 512-1 条 III<sup>(15)</sup> に規定する手続に従いその期限内に決定を下す。

裁判において勾留又は居所指定措置の決定が下された外国人による移送の決定への異議申立てについても、同じ手続に従いその期限内に決定を下す。この場合、64 時間以内とされている決定期限は、勾留又は居所指定措置の決定が行政当局から裁判所へ通知された時点から起算される。

#### L. 第 742-5 条

L. 第 551-1 条及び L. 第 561-2 条は、移送の決定が下された外国人に対し、この決定の通知後直ちに適用する。

移送の決定は、14 日の期限以前に若しくは L. 第 551-1 条の適用による勾留若しくは L. 第 561-2 条の適用による居所指定措置の決定が国外退去の決定と併せて通知された場合においては 48 時間の期限より前に、又は行政裁判所に付託され決定が下される前に、職権により執行されることはない。

#### L. 第 742-6 条

移送の決定が取り消された場合は、第 5 章に規定する監視措置は直ちに終了する。行政機関が、当事者の事案について再度決定を下す。

### 第 3 節 フランス領土に滞在する権利

#### L. 第 743-1 条

庇護申請審査がフランスの管轄であり、OFPRA に申請を行った庇護申請者は、OFPRA による決定の通知まで、又は異議申立てが行われた場合は CNDA の決定の通知まで、フランスの領土に滞在することができる。L. 第 741-1 条の適用により交付される証明書は、OFPRA による庇護申請の受理の後直ちに一時滞在許可証としての効力を持ち、OFPRA 又は場合により裁判所が決定を下すまで更新することが可能である。

#### L. 第 743-2 条

L. 第 743-1 条の例外として、次に掲げる場合には、難民の地位に関する 1951 年 7 月 28 日のジュネーブ条約 33 条及び 1950 年 11 月 4 日にローマにおいて採択された人権と基本的自由の保護のための条約第 3 条を遵守した上で、フランス領土内に滞在する権利を終了し、又は庇護申請証明書を却下し、取り消し、若しくは更新を却下することができる。

1° OFPRA が、L. 第 723-11 条 1° 又は 2° の適用により不受理の決定を下した場合

2° 申請者が、L. 第 723-12 条の適用により庇護申請の取下げを OFPRA に通知した場合

3° OFPRA が、L. 第 723-13 条の適用により終結を決定した場合。L. 第 723-14 条の適用により事案が再開した外国人は、再度フランス領土に滞在する権利を享受する。

4° 当該外国人が、L. 第 723-11 条 3° の適用により不受理となった最初の再審理申請を、

(15) 国外退去措置、居所指定等の状況にある外国人が行政裁判所へ異議申立てをする場合の手続、期限、裁判の態様等を規定。

国外退去措置を妨げる目的でのみ行った場合

5° 当該外国人が、最初の再審理申請が最終的に却下された後、再度再審理申請を提出した場合

6° 当該外国人が、出身国以外の国への犯罪人引渡しの終局決定又は欧州逮捕状<sup>(16)</sup>若しくは国際刑事裁判所の逮捕請求に基づく勾留の決定の対象となっている場合

庇護申請証明書の更新及び取消しの要件は、コンセイユ・デタの議を経るデクレで定める。

#### L. 第 743-3 条

難民資格の認定若しくは補完的保護の付与が最終的に却下され、又は L. 第 743-2 条の適用によりフランス領土に滞在する権利を享受できない外国人で他のいかなる資格によってもフランス領土に滞在する許可が得られない者は、フランスの領土から退去しなければならず、さもなくば第 5 章第 1 節に規定する国外退去処分、及び場合により第 6 章第 2 節に規定する刑罰の対象となる。

#### L. 第 743-4 条

L. 第 556-1 条及び L. 第 743-2 条に規定する場合を除き、庇護申請の登録を希望する外国人が申請を提出する以前に第 5 章の適用による国外退去処分に処せられた場合には、当該退去処分は、L. 第 741-1 条に規定する証明書の交付によって廃止されることはなく、OFPRA による却下、不受理若しくは終結の決定が通知されるまで、又は CNDA へ異議申立てを提出した場合は裁判所の決定が通知されるまで執行されない。

### 第 4 節 庇護申請者の受入処遇

#### 第 1 款 国による受入措置

#### L. 第 744-1 条

国際的保護の申請者の処遇のための基準を定める 2013 年 6 月 26 日の欧州議会・理事会指令 2013/33/EU にいう庇護申請者の受入れの物質的処遇は、この節の適用により、管轄行政機関の庇護申請登録の終了後に OFPRA により提供される。受入れの物質的処遇は、この章に規定する給付と手当からなる。

OFPRA は、庇護申請者が申請審査中に受入れ、情報、社会的及び行政的付添を確保できるように、契約により法人に業務を委託することができる。

L. 第 744-3 条 1° にいう受入施設又は定住居所に居住できない庇護申請者は、コンセイユ・デタの議を経るデクレで定める条件に従い、この目的で各県が契約する法人を住所に指定する権利を有する。

#### L. 第 744-2 条

庇護申請者の受入れについての国の計画により、領土内での庇護申請者受入施設の配分を決定する。計画は、住宅及び社会問題担当大臣の意見を聴取した後、難民担当大臣が決定する。計画は議会に送付される。

庇護申請者の受入れについての州の計画は、州における国の代表<sup>(17)</sup>が、州の住宅及び

(16) テロ及び組織犯罪に対する加盟国間の司法協力の一環として 2002 年の EU 枠組み決定により規定され、フランスにおいては 2004 年に国内法化された。ある国の捜査対象者を他の加盟国が逮捕し引き渡すことができる。

(17) 州の長官を指し、州内の国の出先機関を統括する。

居住に関する委員会の意見を聴取した後、庇護申請者の受入れについての国の計画と総合的に定める。州の計画は、地域内での庇護申請者受入施設の配分について方針を定め、申請の登録並びに手続及び援助のために行う地域の施策を提示する。当該計画は、生活困難者の住宅と居住のための県の活動計画を考慮することとし、住宅権の創設を目的とする 1990 年 5 月 31 日の法律第 90-449 号<sup>(18)</sup> 第 2 条第 3 項の適用によりこの県の活動計画に添付される。

庇護申請者にその資力に応じて請求される費用負担を除き、庇護申請者受入施設における入居及び宿泊の費用は国が負担する。

#### L. 第 744-3 条

OFPRA は、庇護申請者受入施設への入居の許可、同施設からの退去及び施設の変更について受入施設管理者の意見を聴取し、庇護申請者の受入れについての国の計画、及び必要に応じ L. 第 744-2 条に規定する州の計画に基づき、申請者の状況を考慮して、決定を下す。

庇護申請者受入施設とは、次に掲げるものである。

1° 社会福祉・家族法典 L. 第 348-1 条に規定する庇護申請者受入センター [centre d'accueil pour demandeurs d'asile: CADA]<sup>(19)</sup>

2° 庇護申請者の受入れを目的として難民担当大臣から助成を受け、同法典 L. 第 322-1 条<sup>(20)</sup> に規定する申告を行っているすべての組織

1° 及び 2° に規定する受入施設に収容される庇護申請者は、社会的及び行政的付添を享受する。

県における国の代表者は、公の秩序のために特定の庇護申請者の特定の受入施設への入居認可に反対することができる。この場合、OFPRA は、別の認可を取得しなければならない。OFPRA は、当該受入施設を指定された者が手続期間中施設内にいることを確認する。

#### L. 第 744-4 条

フランス移民統合局は、労働法典 L. 第 5223-1 条<sup>(21)</sup> に規定する庇護申請者受入業務の枠内で、L. 第 744-3 条に規定する受入施設の居住管理を調整する。

この目的のため、フランス移民統合局は、情報処理、情報ファイル及び自由に関する 1978 年 1 月 6 日の法律第 78-17 号<sup>(22)</sup> に規定する条件に従い、受入施設の収容能力、収容状況及び収容されている庇護申請者に関するデータ自動処理システムを利用し、及び管理する。

L. 第 744-3 条に規定された受入施設の管理を請負う法人は、データ自動処理システムの使用の一環として、受入施設内の利用可能な場所を OFPRA に届け出なければならない。当該法人は、手続期間中収容された者が正当な理由なく長期にわたり不在となった場合及び暴力行為又は受入施設の規則に対する重大な違反があった場合は、管轄行政機

(18) Loi n° 90-449 du 31 mai 1990 visant à la mise en oeuvre du droit au logement.

(19) 業務委託契約に基づく民間の庇護申請者居住施設の総称。2015 年の統計によればフランスに 25,374 か所存在するが、大幅に不足している。

(20) 成人に居住施設を無料又は有料で提供する民間の自然人又は法人は、施設の法的性格、名称、目的、管理者等を行政機関に届けなければならないとする規定。

(21) フランス移民統合局の任務を定める規定。第 2 項において「難民庇護申請者の受入れ及びその手当の管理」が同局の業務とされている。

(22) Loi n° 78-17 du 6 janvier 1978 relative à l'informatique, aux fichiers et aux libertés. 「個人情報保護法」。情報技術分野における自由と権利、個人情報の取扱い、監視機関の設置等について広く定めた法律。

関に通報しなければならない。

#### L. 第 744-5 条

L. 第 744-3 条に規定する受入施設は、庇護申請の申請期間中又は他の EU 加盟国への実際の移送まで庇護申請者を収容する。この業務は、OFPRA の決定に対する異議申立期限の経過、CNDA の判決の通知日、又は申請を管轄する国への実際の移送日をもって終了する。

受入施設の管理を行う法人は、アレテで定める条件により、保証金の支払いを請求することができる。保証金は受入施設を退去する際に、必要な場合にはその宿泊によるものとして支払われるべき額を差し引いて、返還される。

難民資格を認定され、又は補完的保護の付与を認められた者及び最終的に却下の決定を受けた者が例外的又は一時的に L. 第 744-3 条に規定する受入施設に滞在できる条件は、コンセイユ・デタの議を経るデクレで定める。

最終的な却下が決定し、L. 第 744-3 条に規定する受入施設への滞在期間が終了した場合は、管轄行政機関は、催告が不首尾に終わった後、資格のない占有者に対する退去命令を裁判所に請求することができる。

この条第 4 項は、暴力行為又は受入施設の規則に対する重大な違反があった者に対して [も] 適用される。

この請求は行政裁判所の長に受理され、行政裁判所の長は行政裁判法典 L. 第 521-3 条に基づく決定を下し、その命令は直ちに執行力を有する。

### 第 2 款 ニーズの評価

#### L. 第 744-6 条

OFPRA は、庇護申請が提出された後、庇護申請者との個別面接の後、また合理的な期限内に、受入れに関する特殊なニーズを決定するために当該申請者の脆弱性を評価しなければならない。特殊なニーズは、庇護手続における後の段階で明白になった場合においても考慮する。脆弱な者の特殊な状況は、庇護申請者の権利の行使に際し、及び申請審査のすべての段階において考慮されなければならない。

脆弱性の評価は、特に、未成年者、同伴者のいない未成年者、障害のある者、高齢者、妊婦、未成年者を連れたひとり親、人身売買の犠牲者、重篤な病の者、精神疾患の罹患者、及び拷問、暴行又はその他の深刻な形態の心理的暴力、肉体的暴力、若しくは女性の性的身体切除等の性的暴力に遭った者を特定することを目的とする。

申請者の脆弱性評価は、その目的に特化した訓練を受けたフランス移民統合局職員が行う。

面接において、社会保障法典 L. 321-3 条<sup>(23)</sup>に規定する無料の医療診断を受診できる旨を申請者に通知する。

脆弱性の特殊な状況を証明する情報は、庇護申請者の合意を得て、フランス移民統合局から OFPRA に伝えられる。フランス移民統合局による脆弱性評価は、OFPRA が L. 第 723-3 条を適用して行う申請者の脆弱性評価又は申請の正当性評価の暫定的判断とはならない。

---

(23) 疾病保険により加入者及びその家族が無料検診を受診できることを定める規定。

これらの情報は、情報処理、情報ファイル及び自由に関する 1978 年 1 月 6 日の法律第 78-17 号に定める条件のもと、データ自動処理システムにより扱うことができる。

この条の適用の態様は、コンセイユ・デタの議を経るデクレで定める。このデクレは、情報と自由に関する国家委員会の意見を聴取したのち、庇護申請者の脆弱性及び特殊なニーズに関する情報の OFPRA への送信方法、登録情報の保存期間及び更新条件、アクセス権者の種類とその権限の態様、並びに、必要に応じ、当事者がアクセス権を行使できる条件について定める。

### 第 3 款 申請者の指導

#### L. 第 744-7 条

社会福祉・家族法典 L. 第 348-1 条及びこの法典 L. 第 744-1 条に規定する受入れの物質的処遇の付与は、提示された居住施設への入居についての庇護申請者の合意を得て、申請者のニーズ、L. 第 744-6 条に規定する評価による申請者の状況及び受入施設の収容可能状況を考慮して決定される。

申請者に対し、理解する言語又は理解すると合理的に推定される言語により、提示された受入施設への入居に対する同意又は拒否による結果を事前に通知するものとする。

庇護申請者は、社会福祉・家族法典 L. 第 345-2-2 条<sup>(24)</sup>に規定する場合を除き、この条第 1 項の適用により提示された受入施設を拒否又は放棄した場合には、同法典 L. 第 312-1 条 8°<sup>(25)</sup>及び L. 第 322-1 条に規定する施設に収容されず、また建築・住宅法典 L. 第 300-1 条<sup>(26)</sup>の適用を受けることはできない。

この条第 3 項を適用するために、フランス移民統合局から受入・指導総局に通知される情報は、情報と自由の国家委員会の意見を聴取した後、コンセイユ・デタの議を経るデクレで定める。

#### L. 第 744-8 条

受入れの物質的処遇の付与は、次に掲げるとおりとする。

- 1° 庇護申請者が、合法的な理由なく、L. 第 744-7 条の適用により決定した受入施設を放棄した場合、関係機関への出頭義務を遵守しなかった場合、情報の請求に応じなかった場合、及び庇護手続に関わる個人面接を受けなかった場合は、中断することができる。
- 2° 庇護申請者がその資力を隠匿した場合、家族状況に関して虚偽の情報を伝えた場合、又は暴力行為若しくは受入施設の規則に対する重大な違反を犯した場合は、取り消すことができる。
- 3° 申請者が庇護申請の再審査請求を提出した場合、又は正当な理由なく L. 第 723-2 条に規定する期限内に庇護申請を行わなかった場合は、却下することができる。

受入れの物質的処遇の中断、取消し又は却下は、理由を付した文書により決定する。決定にあたっては申請者の脆弱性について考慮することとする。

この決定は、当事者が所定の期間内に文書により意見を提出することができる状態になった後に執行される。

(24) 心的、身体的又は社会的困窮にあり居場所のない者を保護する救急宿泊施設について定める規定。

(25) 社会福祉・家族法典において「社会及び社会医療施設」とみなす施設の定義を列挙する規定。

(26) 合法的にフランス領土に居住し、中庸程度で独立した住宅を自力で入手できない者に対し、国が「住宅権」を保障する規定。



庇護申請者は、受入れの物質的処遇の付与が中断された場合、OFPRA に再開を要請することができる。

#### 第 4 款 庇護申請者手当

##### L. 第 744-9 条

L. 第 744-1 条の適用により提案された受入れの物質的処遇に同意した庇護申請者は、年齢及び資力についての条件を満たす場合、庇護申請者手当を受け取ることができる。申請の承認又は却下の最終的な決定が下されるまで、又は難民申請の審査に責任を持つ他国への実際の退去まで、フランス移民統合局がその支払を命じる。

手当の支払は、当該申請についての最終的な決定の通知の翌月末に終了する。手当の金額は、必要に応じ、年度予算案に添付される経済・社会・財政報告に規定するたばこを除く物価変動に応じて年 1 回見直す。

庇護申請者への手当は、譲渡及び差押えはできない。不当な支払が行われた場合の償還については、フランス移民統合局が、以後のいずれかの清算時に徴収することとする。この徴収額は、政府の命令で定める方法により決定する上限額を超えることはできない。ただし、当該受益者が負債額の償還をまとめて 1 回で支払う方法を選択する場合を除く。

当座預金又は前渡預金の凍結により、手当を差し押える結果となつてはならない。

当事者の財政的資源、居住態様、及び必要な場合は受入施設で支給される給付を考慮して庇護申請者手当金額表をデクレで定める。この一覧表においては、庇護申請者の家族として同行する成人及び子どもの数を考慮する。

このデクレにより、加えて、庇護申請手当の支払方法を定める。

##### L. 第 744-10 条

同様に、以下に掲げる者についても、年齢及び資力についての条件を満たせば、定められた期間、L. 第 744-9 条に規定する手当を受け取ることができる。

- 1° 第 8 章第 1 節<sup>(27)</sup> に規定する条件により一時的保護を享受する外国人
- 2° L. 第 316-1 条<sup>(28)</sup> の適用により一時滞在許可証の交付を受けている外国人

#### 第 5 款 就労活動

##### L. 第 744-11 条

申請者に帰責性がない理由により申請の受理から 9 か月以内に OFPRA が庇護申請に決定を下さない場合には、庇護申請者に就労活動を許可することができる。この場合、当該申請者は、労働許可証の交付について外国人労働者に適用される普通法の規定に従う。

この条第 1 項に規定する条件で労働市場において就労活動を行う庇護申請者は、労働法典 L. 第 6313-1 条に規定する継続的職業訓練<sup>(29)</sup> を受け取ることができる。

---

(27) EU 域内における難民の例外的な大量流入が発生した場合に EU の取決めに応じて実施する一時的保護に関する諸規定。

(28) 犯罪の告発者や DV の被害者等に対して一時的滞在許可証を発行する規定。

(29) フランスにおいては職業訓練は国の義務のひとつであり、見習いのレベルから専門資格取得のレベルまで対象者に応じた多様なプログラムと履修及び資格の認定制度が提供されている。継続的職業訓練もそのカテゴリーのひとつで、職業人の心得、企業会計、男女共同参画、起業援助等の研修を含む。

## 第5章 付与される保護の内容

### 第1節 情報及び権利へのアクセス

#### L. 第751-1条

第7章の適用により難民の地位又は補完的保護の付与を取得しL. 第311-9条に規定する受入・統合契約に署名した外国人は、就労と住居のための個人的付添を享受する。

このため、行政機関は、地方公共団体及び関係法人又はこの付添への参加を望む法人と、付添の態様を定める契約を締結する。

#### L. 第751-2条

難民及び補完的保護の受益者に認められる権利の行使においては、特別なニーズを持つ脆弱な者の特殊な状況を考慮する。

### 第2節 家族呼寄せ及び子どもの最善の利益

#### L. 第752-1条

I. 難民資格を認定され又は補完的保護の付与を取得した外国出身者は、その者の存在が公の秩序の脅威とならない限り、家族呼寄せとして以下に掲げる者と同居する権利の享受を要求することができる。

- 1° 庇護申請の開始以前に結婚していた場合又はシビル・ユニオンによる共同生活をしてきた場合、18歳以上の配偶者又はシビル・ユニオンの相手
- 2° 18歳以上の、庇護申請の開始以前に十分に安定し継続的な共同生活を営んでいた内縁関係の者
- 3° その男女の19歳以下の未婚の子ども

もし難民又は補完的保護の受益者が未婚の未成年である場合、直系の一親等の尊属を呼び寄せる権利の享受を要求することができる。

子どもの年齢は、家族呼寄せの申請の受理の日付により算定する。

II. L. 第411-2条からL. 第411-4条及びL. 第411-7条第1項<sup>(30)</sup>を適用することができる。

家族呼寄せは滞在予定期間、所持金及び住居の条件を問われない。

難民又は補完的保護の受益者の家族は、フランスへ入国するために、3か月以上滞在するための査証を外交領事館へ申請する。外交領事館は最良の期間にこの申請に決定を下す。

このIIの第3項の適用のため、家族は、自らの身元及び当該難民又は補完的保護の受益者との関係を証明する戸籍証明書を作成する。戸籍証明書の不所持又はその真正性に疑念がある場合は、民法典第311-1条に規定する身分占有<sup>(31)</sup>の要素及びこの法典のL. 第721-3条に基づきOFPPRAが作成又は認証する書類により、家族の状況及び申請者の身元を証明することができる。身分占有は、反証がない限り信頼性を保持する。OFPPRAが作成する書類は、不正でない限り信頼性を保持する。

家族呼寄せは、受入国であるフランスにおける家族生活を共和国の法に従い支配する

(30) 子どもの家族呼寄せに関し、配偶者の子どもである場合、一夫多妻の場合等について可否を定める規定。

(31) ある者がある家族の一員であることの証明に役立つ外形的な事実で、その家族の名を称していること、家族として扱われていること、外部からその者がその家族であると見られていることが要素とされる。

主要原則に申請者が順応しない場合にのみ拒否することができる。

家族のうち、その存在がフランスの公の秩序に脅威である者、又はその者が庇護としての保護の付与を正当化した迫害及び重大な攻撃の首謀者、実行者又は共犯者である者は、除外される。

#### L. 第 752-2 条

同伴者のいない未成年者に庇護としての保護が付与された場合は、可能な限り速やかに法定代理人を保証する措置を講じる。かかる保護に関するすべての決定、特に収容及び家族の捜索について、当該未成年者の年齢と成熟度に応じ、当人の最善の利益、特殊なニーズ及び当人の意見を考慮する。

家族の捜索が開始されていない場合は、可能な限り速やかに行う。当該未成年者又はその近親者の生命又は身体が出身国において脅威に晒されている場合は、家族の捜索は極秘に行う。

#### L. 第 752-3 条

性的身体切除の危険を訴える未成年者に庇護としての保護を付与した場合は、OFPRA は、この危険が実在し当事者が未成年である限りにおいて、身体切除の未実施を確認するための医療検診の受診を要請する。OFPRA は、当該検診の受診の拒否又は切除の確認について共和国検事にすべて通知する。

性的身体切除が確認できない場合においても、その理由のみによっては当該未成年に認められた庇護的保護の停止には該当しない。性的身体切除の危険が存在する限り、両親又は親権を代理する者の申請があれば保護は終了しない。

OFPRA は、2 回の検診の間の最低 3 年の期間観察しなければならない。ただし、性的身体切除が実際に行われたか又は行われる可能性が高いと思料される現実かつ確かな理由が存在する場合を除く。

この条の適用の態様、特に第 1 項に規定する検診を実施することができる医師の種類については、OFPRA 事務局長の意見を聴取した後、難民担当大臣及び保健大臣の共同のアレテで定める。

### 第 3 節 渡航書類

#### L. 第 753-1 条

国の安全又は公の秩序に関する重大な理由が妨げない限り、L. 第 711-1 条の適用による難民資格を認定され有効期限内の滞在資格を持ち、かつ OFPRA の保護を受けている外国人は、「難民渡航資格」という名称のフランス国外への渡航を認められる渡航書類を交付される。この資格により、当該所持者は、L. 第 711-1 条の適用の理由と認められた迫害のおそれに遭う国を除くすべての国への渡航を要請することができる。

#### L. 第 753-2 条

国の安全又は公の秩序に関する重大な理由が妨げない限り、L. 第 712-2 条の適用による補完的保護の付与を認められ有効期限内の滞在資格を持ち、かつ OFPRA の保護を受けている外国人は、「身分証明及び渡航資格」という名称のフランス国外への渡航を認められる渡航書類を交付される。この資格により、当該所持者は、L. 第 712-1 条に掲げられた重大な危害の一に晒されることが判明している国を除くすべての国への渡航を要請することができる。

L. 第 753-3 条

国の安全又は公の秩序に関する重大な理由が妨げない限り、難民または補完的保護の受益者の未成年の外国人の子どもであり庇護としての保護を受益できない者に対し、L. 第 753-2 条に規定する渡航書類を交付することができる。

L. 第 753-4 条

L. 第 753-1 条及び L. 第 753-2 条が適用される外国人に交付される渡航書類の有効期限は、租税一般法典第 953 条 IV<sup>(32)</sup> により規定する。

L. 第 753-5 条

L. 第 753-1 条、L. 第 753-2 条又は L. 第 753-3 条に規定する渡航書類は、交付の後に国の安全又は公の秩序に関する重大な理由が生じた場合には、没収又は更新を却下することができる。

第 6 章 海外県・海外領土に関する規定（省略）

（とよだ とおる）

---

(32) 旅券又は資格や有効期限の異なる各種渡航書類について印紙税額を定める規定。IVに該当する書類は有効期限が5年で印紙税は5ユーロとなっている。

＜参考＞外国人の入国及び滞在並びに庇護権に関する法典（法律の部）の構成

外国人の入国及び滞在並びに庇護権に関する法典（太字は本稿において訳出した箇所）

法律の部

第1編 外国人及び外国出身者に対する一般適用条項

第1章 概要

第2章 EU加盟国又は欧州経済圏合意地域及びスイス出身者並びにその家族の入国と滞在

第1節 滞在権

第2節 永住権

第3章 その他の国の出身者の入国と滞在

第2編 フランスへの入国

第1章 許可の条件

第1節 必要書類

第2節 免除

第3節 入国拒否

第4節 入国禁止行政措置

第2章 待機ゾーンへの勾留

第1節 勾留の条件

第2節 勾留の延長

第3節 勾留外国人の権利の統制

第3編 フランスにおける滞在

第1章 滞子の資格

第1節 一般規定

第2節 滞子資格委員会

第3節 仮滞子許可証

第4節 居住許可証

第5節 「能力・才能」滞子証

第2章 滞子の条件

第1節 移動の条件

第2節 職業活動

第3章 任意帰国の援助

第4編 家族呼寄せ

第1章 家族呼寄せの条件

第2章 要求の裁定

第3章 滞子許可証の交付

第4章 共通規定

第5編 隔離措置<sup>(33)</sup>

第1章 領土退去義務及び再入国禁止

(33) 第5編「隔離措置」については、高山直也「フランスにおける不法滞子者の隔離措置の変遷」『外国の立法』No.233, 2007.9, pp.59-74. <[http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo\\_1000304\\_po\\_023303.pdf?contentNo=1&alternativeNo=](http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_1000304_po_023303.pdf?contentNo=1&alternativeNo=)>に訳出されている。

- 第1節 外国人を領土退去義務及び再入国禁止の対象とできる場合
  - 第2節 行政手続及び裁判手続
  - 第3節 領土退去義務と再入国禁止の執行
  - 第4節 ギアナ、グアドループ、マヨット、サン・バルテルミ及びサン・マルタンに特有の規定
- 第2章 国外追放
- 第1節 外国人を国外追放措置の対象とできる場合
  - 第2節 行政手続
  - 第3節 国外追放命令の執行
  - 第4節 国外追放命令の取消し
- 第3章 その他の隔離の行政措置
- 第1節 欧州連合及びシェンゲン協定の枠内での措置
  - 第2節 ギアナに特有の規定
  - 第3節 その他の隔離の措置
- 第4章 領土立入禁止の刑
- 第5章 行政当局に属さない施設への外国人の勾留
- 第1節 勾留
  - 第2節 自由・勾留裁判官による勾留の延長
  - 第3節 勾留の条件
  - 第4節 勾留の終了
  - 第5節 領土立入禁止措置の対象となっている外国人に対する特別規定
  - 第6節 勾留中の庇護申請
- 第6章 居所指定
- 第7章 その他の規定
- 第6編 統制及び懲罰
- 第1章 統制
- 第2章 懲罰
- 第1節 不法入国
  - 第2節 不法入国及び不法滞在のほう助
  - 第3節 フランス国籍取得のみを目的とする養子又は婚姻
  - 第4節 隔離措置又は居所指定違反
  - 第5節 輸送企業に帰される義務違反
  - 第6節 その他の規定
- 第7編 庇護権
- 第1章 庇護の付与の条件
- 第1節 難民の資格
  - 第2節 補完的保護
  - 第3節 共通規定
- 第2章 フランス難民及び無国籍者保護局
- 第1節 任務
  - 第2節 組織
  - 第3節 庇護申請審査

- 第4節 保護の終了
- 第3章 国家庇護権裁判所
  - 第1節 任務
  - 第2節 組織
  - 第3節 異議申立審査
- 第4章 手続へのアクセス及び庇護申請者の受入処遇
  - 第1節 庇護申請の登録
  - 第2節 庇護申請審査に責任がある国の決定手続
  - 第3節 フランス領土に滞在する権利
  - 第4節 庇護申請者の受入処遇
- 第5章 付与される保護の内容
  - 第1節 情報及び権利へのアクセス
  - 第2節 家族呼寄せ及び子どもの最善の利益
  - 第3節 渡航書類
- 第6章 海外県・海外領土に関する規定
  - 第1節 マヨットへの適用
  - 第2節 ウォリス・フツナへの適用
  - 第3節 フランス領ポリネシアへの適用
  - 第4節 ニューカレドニアへの適用
  - 第5節 フランス領南方・南極地域への適用
  - 第6節 サン・バルテルミ、サン・マルタン、サンピエール島・ミクロン島への適用
  - 第7節 グアドループ、ギアナ、マルチニーク及びレユニオンへの適用
- 第8編 共通規定及びその他の規定
  - 第1章 一時的保護
    - 第1章の2 無国籍資格
  - 第2章 勾留施設又は待機ゾーンにいる者の送還
  - 第3章 海外県への適用
    - 第1節 サンピエール島・ミクロン島
    - 第2節 マヨット
- 第9編 協力発展